

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)へのパブリックコメントについて

(平成27年1月19日時点)

ご意見をいただいた人数 91人(406件)

《事業計画》

項目	ご意見の分類	件数
ニーズ調査 (8, 12ページ)	ニーズ調査方法、潜在ニーズについて	6
	ニーズ調査結果の記載について	1
	ニーズ調査時と現状との差異	1
	小計	8
教育・保育および子ども・子育て 支援事業の提供区域の設定 (19ページ)	子どもの居場所が少ない	2
	小計	2
幼児期の教育・保育 (20ページ)	認可保育所増設、存続	30
	具体的な施設増設計画の明示	16
	小規模保育と家庭的保育の増設	1
	保育園増設	3
	認証保育所の詳細の記載について	1
	小計	51
利用者支援事業 (24ページ)	設置箇所数	1
	小計	1
地域子育て支援拠点事業 (26ページ)	施設増設	1
	小計	1
病児保育事業 (27ページ)	施設数、時間	3
	小計	3
放課後児童健全育成事業 (30ページ)	余裕教室について	17
	6年生までの希望者全員の定員確保	5
	量の見込み算出方法について	3
	小計	25
計画全般	柔軟な事業について(13事業以外)	1
	分かりにくい、分からない	2
	説明会の実施(全体、施設、学校など)	3
	児童館事業がない	1
	小計	7
計		98

《その他》

項目	ご意見の分類	件数	
保育所	保育の利用について	4	
	保育所の質の維持、向上	9	
	延長保育料	1	
	保育認定制度について	11	
	公設園存続、民営化	8	
	認可外保育所の利用時の保育料助成	11	
	保育料について(決め方、引き上げないように、負担軽減など)	30	
	公募方法	3	
	保育の格差について	3	
	障がいをお持ちの子の保育について	2	
	時間外保育、年末保育	3	
	認証保育所の認可保育所への移行	1	
	さいわい保育園について	1	
	保護者の声を聞いてほしい	1	
	家庭福祉員から家庭的保育事業になる際の変更点	1	
	給食について	1	
	予算関係	1	
	大道幼稚園を保育園に活用	1	
	延長保育料の設定	4	
		小計	96
	学童保育所	開所時間の延長(平日、土曜日、その他)	53
質の維持・向上(定員、保育内容、高学年との関係、支援員の研修等)		44	
入所選考基準について		23	
放課後子ども教室		7	
学校との連携		2	
対象年齢拡大に関する周知方法		10	
記載事項(質に関するもの、運営方針、時間、運営内容、利用料等)		16	
予算関係		6	
定員の決め方		6	
学童保育所費(保育料)		9	
障がいをお持ちの子の保育について		13	
給食、配達弁当		1	
施設整備について		4	
児童館との交流		1	
高学年に対応した保育内容		2	
学童の先生を正規職員にしてほしい		1	
		小計	198
児童館		児童館の増設、存続	4
	児童館の計画はないのか	2	
	小計	6	
新制度説明会	説明会資料の配布	1	
	保育料、保育時間の説明を求む (再度)説明会をしてほしい	2	
		2	
	小計	5	
その他	運営基準等に係るパブリックコメント	1	
	パブリックコメントのHPIについて	2	
	小計	3	
	計	308	

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
1	その他(学童保育所)	フルタイムで都心まで通勤しています。現在、学童保育は18時までの預かりですので、18時のお迎えには間に合わない為、家族に協力してもらったり、一人留守番せざるを得ない状況にあります。 他の市区町村などでは、19時までの預かりが多いと聞いています。東久留米でも学童保育の時間を19時まで延長していただくよう、検討していただきたいと思います。	学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。
2	幼児期の教育・保育(20ページ)	①定員の増加で待機児を解消するのはもう無理です。ニーズ調査に回答できなかった潜在的な需要を見込み、認可保育園を増設してください。潜在的な需要があることは他市の事例などで明かです。 ②また認可保育園の増設計画にはマイルストーンを示してください。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。なお、認可保育所の整備といった括りには、定員の拡大だけでなく、増設も含まれております。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②本計画は、平成27年度～平成31年度における年度毎の提供体制の確保目標を示しておりますので、認可保育園の増設計画に特化したマイルストーンの記事はいたしません。
3	その他(保育利用)	現在通っている保育所は無認可であるが、27年度からの施設類型が未定である。閉所となった場合、または27年度の途中から小規模保育施設へ移行する場合には、その時点で在園している2号・3号認定の児童については認可保育所・家庭的保育施設・小規模保育施設のいずれかで保育を継続して受けられるよう配慮してください。	ご意見として承ります。
4	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・ニーズ調査の結果(8、12ページ) ・その他(保育料)	「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」(素案)について 下記4点意見をさせていただきます。 ①1.保育園について、量の確保は 公立 認可保育園を中心にしてください。 現在公立保育園を徐々に民営化しておりますが、民営の保育園では、先生方の待遇が公立に劣っているせいか、(公立であれば公務員なので、安心して働き続けることが出来ますが、民営であれば、給与、待遇に差がつくと思います)先生方の雰囲気あまりよくありませんでした。通えるであろう範囲の保育園を6園(公立3園、民営3園)見学させて頂きましたが、公立では3園とも先生方の仲もよく、子どもたちと和気あいあいと過ごしていましたが、民営保育園では、先生たち同士の雰囲気あまりよくなく、生徒や見学に来ている親の前で先生が他の先生を叱る場面も見受けられました。あれでは、叱られている先生のメンツもないですし、子どもへの影響もよくないと思ひ、民営の保育園には入れたくないと思ひました。また、民営の保育園では、なにかにつけ公立ではこうだと思いますが、うちでは必要ないです(ex.シーツ、役員等)と、すべて園でしますという営業トークが多く、商品を選ぶのではないので、利便性や手間が必要ないことを説かれても全く魅力を感じることが出来ず、逆に子どものことを本気で考えているのか不審に思ひ、やはり民営保育園には預けたくないという気持ちが募りました。更に園庭のない保育園について、いくら毎日公園に散歩に行くとはいへ、8時間以上、下手したら半日過ごす園で自由に外に行くことが出来ない保育園は、やはり子どもの発育によくないと感じておりました。実際に見学させて頂き、歩くことの出来ない乳児ならまだしも、歩くことが出来る幼児が走り回ることが出来ず、不自由そう可愛そうだと感じました。よって、量の確保は 公立の認可保育園を中心に、何年度にどんな施設を開設するかわかりやすい計画をお願いします。 ②2.潜在的な待機児童について、ニーズ調査は子どもを持つ全市民ではなく、更に現在駅前に4棟も新しいマンションができ、元農地、広場にほとんど建売住宅が建設されているので、実際にはもっと多いと思ひます。上記も加味して設置の増設の検討をお願いします。 ③3.認証保育所に頼らない事業計画にしてください。 認証保育所では給付がないので高い保育料になってしまいます。すぐお隣の市では、最高6万円もの助成金が給付されており、保育料の面では認可外でも認可とさほど差別がありません。認証保育にも頼らざるおえない計画であれば、保育料の助成を実現させてください。 ④4.保育料について値上げしないでください。 保育料が高く、働く意味がないと退職される方もいます。育児にお金がかかるようでは、子どもがたくさん欲しくとも経済的に諦めざるをえなくなります。今後を担うのは子どもです。環境的にも経済的にも安心して子育て出来るよう計画実施をお願いいたします。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。 ②ニーズ調査については、市内の子どもの保護者の就労希望や施設、事業の利用希望も反映し、潜在的ニーズも把握できるように設定されております。なお、計画策定後においても待機児童の状況を含め進捗状況の管理を行います。 ③④認可外保育施設保護者助成金の創設や保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
5	・幼児期の教育・保育(20ページ)	子ども・子育て会議、委員の皆さま、毎回の会議での慎重なご議論ありがとうございます。私は30年間保育士として働いてきました。そして、今後の保育園のあり方について延べさせて頂きます。 今、少子高齢化が進行し、今後人口減少さえ予想される日本社会にあって、子ども・子育ては大変重要な課題と思っております。一定の人口を維持するためにも、もっと子どもを生んでほしい、そして女性も働いてほしい、社会で指導的立場の女性も増やさなければならぬ、という国のかけ声の中で、そのスタートとなる保育所が足りないという現実があります。 ①まず、希望するすべての子どもが入所できるように、認可保育所を増設する事が求められます。 ②又、年度途中入所希望や多様な保育ニーズに応えるためにも、小規模保育や家庭的保育も必要です。定員の弾力化では、わずかな数しか増やせません。結局詰め込み保育になってしまうので根本的な解決にはなりません。 ③又、認可保育所を増やす場合は株式会社などではなく、善良な社会福祉法人を選定すべきと思ひます。未来を担う子どもが等しく良い処遇を受けるためにも、又希望するすべての女性が社会で活躍できるようにするためにも認可保育所の整備(増設)が急務と考えます。	①②保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。 ③認可保育所等の運営主体を選定するにあたっては、法人格の種類で判断するのではなく、安定的で良質な保育をしていただける最良、最適な運営法人を選ぶことが必要と考えております。
6	その他(保育利用)	現在、認可外の保育所に通園しておりますが、制度変更に伴い、受入体制が変わるのであれば、通園児においては、優先的な認可保育所への優先入園を確約していただきたいと思います。 切り替わりのタイミングで弾力受け入れを「努力」しますと保育課の方には言われていますが、それでは保護者は就労が継続できるのか不安で仕方なく、これには就労先企業もかなり困惑しております。 更に年度途中での切り替えの場合、認可保育園への受入はほぼ出来ないの目に見えておりますので、できるだけ4月からの入園ができるようご検討いただきたく。 子供を持つ保護者が安心して、仕事や治療に専念できるよう保育施設の充実と柔軟な制度取り入れをお願いいたします。	ご意見として承ります。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
7	・幼児期の教育・保育 (20ページ) ・その他 ・ニーズ調査の結果 (8、12ページ)	<p>①国の試算でも、新制度でも待機児童が解消されないことが判明しました。新制度に入らない、認証保育所などを受け皿のあてにして事業計画を立てるのではなく、給付の対象となる施設の拡充を図るべきです。その際には、保護者が一番望んでいる認可保育所(園庭あり)を増設するようしてください。</p> <p>②また認可保育所を増設する際には、株式会社運営の法人ではなく、営利目的ではない社会福祉法人、NPOなどと限定してください。新制度では、保育の売り上げが株主に回せることになると聞いています。東久留米市の保育の質を守るために、営利目的の法人は排除すべきです。また、民営化を毎年受託しているような社会福祉法人も問題です。地域に根ざした保育、子どもを何よりも大切に、中心にする保育を実践している、まじめな法人による認可保育所を増やしてください。</p> <p>③事業計画では、何年後に、どれだけどの施設を開設するか、市民が見通しを持てるように事業計画を立ててください。</p> <p>④認可保育所に入れない家庭への保育料助成は当然なので、一日も早く実現してください。認可外保育所への助成を検討する際には、同じ子育て世帯で「痛み分け」という発想で、認可保育所の保育料を値上げしないでください。保育料の値上げは困ります。子育て中ではお金のかかる時期です。認可外施設を利用している人たちも、いずれ認可保育所に入る人たちが。子どもたちに十分な予算を確保し、子育て世帯を応援してください。</p> <p>⑤待機児童の数は、潜在的にはもっと多いといわれています。そのことを十二分に配慮して人口減となるから施設を増やさない、ということにしないで下さい。ニーズ調査をしっかり反映させた事業計画にしてください。</p>	<p>①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。</p> <p>②認可保育所等の運営主体を選定するにあたっては、法人格の種別で判断するのではなく、安定的で良質な保育をさせていただける最良、最適な運営法人を選ぶことが必要と考えております。</p> <p>③本計画ではニーズ調査に基づく各年度の「量の見込み」に対し、施設種別ごとの提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設及び対応する定員の個別な記載は考えておりません。</p> <p>④認可外保育施設保護者助成金の創設や保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。</p> <p>⑤ニーズ調査については、市内の子どもの保護者の就労希望や施設、事業の利用希望も反映し、潜在的ニーズも把握できるように設定されております。なお、計画策定後においても待機児童の状況を含め進捗状況の管理を行います。</p>
8	その他(学童保育所)	<p>都心でフルタイムで働いていると6時の学童保育のお迎えに間に合いません。不審情報も多い中、女の子ひとりで帰宅させるのは不安です。あと30分長く預かってもらえれば、毎日2時間5,000円のベビーシッターをつけずに済みます。有料でもよいので学童保育の延長をお願いします。</p>	<p>学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p>
9	その他(学童保育所)	<p>東久留米の学童保育の質が低く残念に感じています。子どもが辞めていく現状、ご存じですか？明日も行きたいと思えない内容なんですよ。</p> <p>6年まで可能になったものの、窓口では、申請しても入れないかも。と、言われました。形だけで、なにも決まっていない。ひどい、見切り発車。</p> <p>①8時15分から、4時？ そんな仕事で、生活できるなら、学童になんて預けませんよ。7時から7時まで、開けてください！</p> <p>東久留米は、子どもにお金かけないですよ。子どもが安心して外で遊べない。児童館も遠い。学童はつまらない。家に引きこもる子どもをつくりたい、東久留米の市の願いですか？</p> <p>②働かないと生活できない共働きの世帯の子どもの様子をもっと想像して感じて下さい。働かなくてもすむように整備するのは、難しいのだから、安心して働けるよう、学童の中身、中身をもっと充実させてください。内容の充実ですよ。形だけなんて、許しません。</p>	<p>①学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>②本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。今後とも庁内研修や東京都の主催する各種研修に参加するなど、職員の資質向上を図ってまいります。</p>
10	・その他(学童保育所)	<p>東久留米市民、学童保育に預けている30代の母です。</p> <p>①実際学童保育の待機児童がいるところもある中で、その選考基準をきちんと公表すべきです。電話で問い合わせたところ、窓口に行けば見れるがコピーはだめ、携帯で写真撮るのもだめではゆっくり検討することもできません。待機児童に来年なった場合、基準がわからないので納得できないので不安に思います。窓口が空いている時間はどうぞ、といわれましたが、就労している私たちに無理な話です。就労支援の学童保育ですので、市役所の対応も柔軟にお願いしたいです。</p> <p>②定員を超えているうえ、施設が狭い中で安全な運営はできるのでしょうか。空き教室を利用するとありますが、実際、学童が分かれるときは住んでいる地区とかで分かれるのでしょうか。友達関係もあるなかで、過ごすのが別々になると子どもたちの関係性も気になります。</p> <p>③指導員の保育の質について 衛生研修や怪我の時の研修は行われているのでしょうか。時々、大丈夫かな？と不安に思う時があります。定期的に保育(特にグレーゾーンの子どもの対応)についての研修をするべきではないでしょうか。声掛けも耳を疑うような言葉を言っている指導員の先生もいます。是非、研修をして学童保育の質を上げてくださるようお願いいたします。</p> <p>④放課後子ども教室の計画は具体的にどのようになっているのでしょうか。計画では、全然わかりません。くぬぎ児童館が閉館した今、子どもたちの居場所がなく大変困っています。早急の対応をお願いします。そうでなくても学童が待機になっているのに・・・</p> <p>⑤学校と学童の連携は取れているのでしょうか。 是非、学校と学童保育と連携をとり支援をさせていただけると助かります。</p> <p>子どもは親だけで子育てをしているわけでは、ありません。地域で周りの方に支援をいただきながら大きくなっていきます。これからの東久留米市に大きく期待をしています。宜しくお願い致します。</p>	<p>①東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p> <p>②設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で対応していきます。また、余裕教室や特別教室等を利用する際は、保育面積の拡大として考えており、グループ分けや学年別等、プログラムによって分散する工夫などを検討してまいります。</p> <p>③食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、今後とも職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>④放課後等に子どもたちの居場所をつくるため、全児童を対象に校庭や教室を開放し、スポーツや文化活動ができるようにする取り組みである放課後子ども教室に関しては、教育委員会生涯学習課が計画してまいります。</p> <p>⑤本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。特に定員を超える学童保育所については、教育委員会、学校とも協議しながら、連携に努めてまいります。</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
11	・その他(学童保育所)	<p>学童入所が6年生までとなるようですが、</p> <p>①●現実問題として4年生以上児は入所できるのでしょうか？ 現在空きのある学童では入所できるが、待機児童がいる学童では1～3年生を待機として4～6年生が入所となる場合があるのか？その基準は？</p> <p>②●6年生までとなるに当たってそれに伴って施設の利用の仕方はどうなるのでしょうか？ 現行通り？部屋の増設等有り？1～6年生まで一緒？等々、利用を考えるにあたり早く知りたいと思います。</p> <p>こどもたちが放課後も安心して過ごせるよう6年生までとなるのは非常にありがたい。しかし現状の中でも</p> <p>③●学校との連携を取れるようにしてほしい。 ・学校の先生と学童の先生とが話す場はあるのでしょうか？ ・集団下校などの時に連絡がいないことなどもあり、双方の先生方も困っている時があります。</p> <p>④●各学童の違いが大きい。 全学童での会議等は行われているのでしょうか？ 人が見てくれることなので多少の違いや特色はあってよいと思うが一定程度同じような対応、保育をしてほしい。</p>	<p>①定員を超える場合には、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p> <p>②学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>③集団下校などの時の連絡など、学校と十分調整してまいります。また、災害時等の体制も教育委員会、学校と共有化できるように準備しているところです。</p> <p>④毎月開催しているリーダー会議や全体会などで統一基準などについて説明してまいります。</p>
12	その他(学童保育所)	<p>学童保育所に小学校2年の息子を通わせています。いつも子供たちの保育について真摯に考えていただき感謝しております。子育て支援事業について要望いたします。</p> <p>①・開所時間を保育園と同じにさせていただきたいです。 ②・長期休みの開所時間を15分早めてほしいです。(8:00開所) 普段学校に行く時間と同じ時間に家を出すことができますので、お願いします。</p> <p>③・基準には、時間、年数、人数等、具体的な数字の明記をお願いします。 どうぞ未来を担う子供たちの成長のために、学童関係者との議論を惜しまず、誇りある東久留米の条例を打ち出していただくことを切に願っております。</p>	<p>①②学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>③「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」には、国が定める範囲の内容に加え、職員の資格等、当市の基準を設けております。また、開設時間等につきましては、学童保育所の設置条例や施行規則等に記載しております。</p>
13	・その他(学童保育所)	<p>・土曜日保育時間について</p> <p>①土曜日の学童の開所時間を平日と同様にしてほしいです。何故平日と土曜日の保育時間が異なるのかわかりません。</p> <p>・6年生までの学童保育のあり方について</p> <p>②①6年生までの保育となると、今まで東久留米で行ってきた学童保育実践のあり方の見直しも必要になると思います。(今までは3年生をリーダーにして縦割りの良さを生かして実践されてきました。)実践に対しての計画はどのようになっているのでしょうか？</p> <p>③②6年生までになったという事を知りませんでした。どのように市民へ伝えているのでしょうか？ウチの子は今3年生ですが、先日特に説明もないまま学童から手紙を受け取り、戸惑いました。6年生まで保育が拡大したのはとても有り難いのですが…</p> <p>④③6年生になるというのはいつ決まったのですか？今の3年生は「今年度でおしまい」ということが前提で活動が行われてきました。</p> <p>・学童の定員について</p> <p>⑤①定員を超える希望があった場合、どのように決めるのですか？ ⑥②事業計画の学童のところで、人数のことしか載っていないのは何故ですか？事業計画のHPを見ました。学童保育については定員を超えるかどうかの表はありますが、保育時間の延長や棚上げになっている保育料のことがどうなっているのか分からないので説明していただきたいです。</p> <p>以上ご検討いただけますよう、よろしくお願いします。</p>	<p>①学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>②学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、これまでの学童保育実践の良い面を活かしながら保育にあたってまいります。</p> <p>③④児童福祉法の改正により、全国的に放課後児童健全育成事業の対象児童が小学生とされたところですが、パンフレットや新制度実施に伴う市民説明会にて市民の方に周知するとともに、平成26年12月1日の「広報ひがくろめ」において、入所対象となるのは「平成27年4月1日時点における小学生」としてご案内しております。今後とも、市報・ホームページなどで情報提供に努めてまいります。</p> <p>⑤定員を超える場合には、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p> <p>⑥本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。学童保育の保育時間につきましては、「東久留米市立学童保育所設置条例施行規則」に記載されていますが、延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討していく予定であります。また、保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。</p>
14	・その他(学童保育所)	<p>こんにちは、私は現在9小のくぬぎ学童に子どもを通わせている保護者です パブリックコメント募集とのことで、いくつか意見・質問をさせていただきます。</p> <p>①まず、学童の募集学年が現状の1～3年生から、1～6年生までokになるそうですが、ただでさえ学童は待機児童がいる状態なのに、そんなことをして大丈夫なのですか？確かに14年度の9月現在で、待機児童は解消されたいのですが、それでもうちの学童(9小くぬぎ学童)の空いている定員は2～3人程度だと聞いています(正確な数字は知りませんが、片手の指は出ない程度の定員しかあきはないそうです)。こんな状態で、本当に高学年を受け入れることはできるのですか？</p> <p>②空き教室を利用する案も出ているといううわさも聞きましたが、そのためにはまた人件費や、教室の整備なども必要かと思いますがその辺の予算とか、計画とかどうなっているのでしょうか？</p> <p>もう一つ、学童について質問です。</p> <p>③現在非常勤で仕事に出ており、学童に子どもを通わせていますが、学童に通わせる条件が厳しいので何とかしてほしいです。私の職場(高校)は、授業1コマあたりで給与が支給され、その関係で、勤務証明も、授業に合わせてしか書いてもらえません。(たとえば授業が5時間目まで2:10までだとすると、勤務証明も「2:10まで」しか書いてもらえません)しかし、授業がその時間で終わっても、その後日誌をつけかたづけをし、次の日の授業の準備をしていると、確実に1時間は過ぎてしまいます。でも「2:10終了だと学童の規定(15:00まで勤務)に引っかからないから、その日は通勤日カウントされない」みたいなことを言われてしまいました。私のように、職場の規定で、実際に勤務時間が長くてその通りに書いてもらえない人もいます。学童の入所の基準をもう少し緩和してほしい、というか、実態をもう少しと加味してもらえないようにしてほしいです。</p>	<p>①②定員を超えた場合、学童保育所のスペースや学校の状況にもよりますが教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。支援員につきましては、入所児童数に合わせた配属する予定であります。</p> <p>③現行では、「1日の勤務時間が4時間以上で、午後3時以降まで就労している日が週(月～土の間)に3日以上あること」が就労での入所要件となっております。ご質問の件につきましては、今後他市の状況も踏まえ、調査・研究してまいります。</p>
15	その他(保育利用)	<p>子どもが1歳の頃から無認可保育園でお世話になっています。 来年からは幼稚園(2号児)で通えることが先月やっと決まり、本当に安心しました。というのも、27年度からの施設類型が未定であると聞いたからです。数ヶ月先のことが決まっていない状態では、落ち着いて生活が送れません。同保育所に通っている方の中には、来年4月からどこに通うのか、決まっていない方もまだいららるようです。子育て世代が安心して子育てに専念できることを一番考えて「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を立てていただきたいと思います。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
16	その他(学童保育所)	<p>①学童保育所の土曜日保育時間が早く終わるのは何故ですか？今時、土曜日だけ早く終わる職場は少ないのではないのでしょうか？平日同様、18時まで行って欲しいです。</p> <p>②学校休業時(土曜日、夏期、冬期)の開所時間を早めて欲しいです。以上、ご検討をお願いします。</p>	<p>①②学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p>
17	<p>・その他(学童保育所)</p> <p>・ニーズ調査の結果(8、12ページ)</p>	<p>①学童についてですが、現在、定員以下ですがそれでも小学生が活動するにはとても狭いように思えます。実際に子どもたちが活動している場に行って定員を決めているのでしょうか？②また、対象を4年拡大する計画はどうなったのでしょうか？いきなり6年生までとなって、現場の対応はどのようにするのが事業計画からは全く見えません。6年生までにするのであれば学童のスペース、定員を見直す必要があると思います。</p> <p>③事業計画のHPを見ました。パブリックコメントを求めているのであれば、もっと簡潔に今後の計画がわかるようにして頂く必要があると思います。学童保育が6年生まで延長になった場合の推定利用人数はどのように計算したのでしょうか？これに関して少なくとも私の周囲では調査は行われていません。現にうちも希望しますが希望を伝えるチャンスはこれまででありませんでした。④また学童保育については、以前から問題になっていた保育時間の延長のことや棚上げになっている保育料のことなどはどうなっているのかわかりません。この辺りをきちんとプランに織り込んで下さい。</p>	<p>①設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で対応していきます。</p> <p>②「東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)」に基づき、6年生までを対象として「量の見込み」を出しております。また、「確保方策」として、現在の定員を超える部分につきましては、保育面積の拡大として考えており、グループ分けや学年別等、プログラムによって分散する工夫などを検討してまいります。学童保育所のスペースや学校の状況にもよりますが、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>③学童保育の4～6年生の「量の見込み」については、本計画の8ページに記載されており、市立小学校2年生の子どもを持つ保護者への匿名調査を基に、推計を行っております。ニーズ調査については、市内の子どもの保護者の就労希望や施設、事業の利用希望も反映し、潜在的ニーズも把握できるように設定されております。なお、計画策定後においても待機児童の状況をきめ細やかなる管理を行います。</p> <p>④学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。また、保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。</p>
18	<p>・放課後児童健全育成事業(30ページ)</p> <p>・その他(学童保育所)</p>	<p>①学童保育が6年生までになると、定員がオーバーし、小学校の空き教室を利用する可能性も出てくるとの事ですが、ほんとに、どの学校にも必ず空き教室があるのでしょうか？</p> <p>②また、空き教室を利用すると、保育が二分化して、先生の数も必要になり、今の段階では現実的ではないような気がします。</p> <p>③また、定員が超えた場合は、どのような方法で決めるのですか？</p> <p>学童保育についての支援計画をもう少し詳しく知らせて欲しいです。</p>	<p>①定員を超えた場合、学童保育所のスペースや学校の状況にもよりますが、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>②たとえば、低学年と高学年の保育を分散するなど、これまでの学童保育実践の良い面を活かしながら保育にあたってまいります。</p> <p>③定員を超える場合においては、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p>
19	<p>・その他(保育、学童保育)</p> <p>・その他(計画全般)</p>	<p>①近年では働き方が多様化しています。そのような背景において、平日9時～17時半に業務を終える方向きの保育サービスを提供するとい考え方は、多様な働き方に対して対応していけないのではないのでしょうか。医療や介護関係者では休日や深夜勤務があります。また教育・レストランなどのサービス業では休みは土日ではありません。</p> <p>女性が社会進出するためには、男性と異なり様々なハンデを負います。その一つが出産・育児です。ポジションを失いたくないために出産後疲れた身体で仕事復帰し、命を失った同僚もいます。そのようなことになったのは、日本の社会自体が女性が安心して子育てと仕事を両立できる環境にないからです。</p> <p>②現在素案として出ているサービスの他にも職の多様性にある程度対応可能な別枠のサービスにも考慮していただきたいと思います。また、子供の成長は個人個人で異なります。そのような子供の個性も考慮した柔軟性を持たせた事業計画を立てることはできないのでしょうか？</p> <p>以上、ご配慮いただけたらと思います。</p>	<p>①認可保育所等は、原則300日・11時間開所して保育を実施しており、施設によっては11時間を超える部分を延長保育で対応しているところもあります。また、学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>②本計画は、「子ども・子育て支援法」に規定する法定計画であり、「子ども・子育て支援法」に基づく基本的指針を参酌し、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきます。別枠のサービスにつきましては、今後の事業運営の参考にさせていただきます。</p>
20	<p>・その他(保育、学童保育)</p>	<p>学童についての意見です。</p> <p>①6年生までになったということを知らなかったのですが、どのように知らせているのでしょうか？</p> <p>②開所時間、閉所時間はどうなるのでしょうか？長くなるのでしょうか？</p> <p>③夏季のみや冬季のみといった対応はしていただけるのでしょうか？</p> <p>④わからない事がたくさんあり、よくわかりません。何を見ればわかりやすいのでしょうか…</p>	<p>①児童福祉法の改正により、全国的に放課後児童健全育成事業の対象児童が小学生とされたところですが、パンフレットや新制度実施に伴う市民説明会にて市民の方に周知するとともに、平成26年12月1日の「広報ひがしくるめ」において、入所対象となるのは「平成27年4月1日時点における小学生」としてご案内をしております。今後とも、市報・ホームページなどで情報提供に努めてまいります。</p> <p>②学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>③短期就労(概ね2か月未満)等は入所要件とみなしておりません。また、長期休業期間(夏休み・冬休み等)のみの利用も入所要件となりません。</p> <p>④入所案内・東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口準備するとともに市のホームページにも掲載しております。</p>
21	<p>・その他(保育、学童保育)</p>	<p>現在小学学童に通わせている1年生と3年生の子供を持つ保護者です。</p> <p>①学童についての意見なのですが、来年度から突然6年生迄拡大、と言われていますが、現状では環境が整っていない様に思えます。現在、定員以下ですがそれでも小学生が活動するには狭いように思えます。実際に学童に行き定員を決めているのでしょうか？</p> <p>②学童の対象を4年→5年→6年と順次拡大するのはない計画というのでしょうか？事業計画からはよくわかりません。定員を超える希望があった場合、どのように決めるのでしょうか？保育園のような点数制で決めるのでしょうか？わかりやすい説明を求めます。</p> <p>③事業計画を見ると学校施設を借用となっていますが、学校に余裕教室は確実にあるのか疑問です。学校ではクラスの教室以外の教室のそれぞれ活用されているように思います。</p> <p>④6年生まで対象を広げるとなると、今まで東久留米で行ってきた学童保育実践のあり方の見直しも必要になると思います。</p> <p>まだまだ課題が山積みだと思いますが、6年生まで拡大の動きは親としては嬉しい第1歩です。どうかより多くの子供達が安心して通える学童環境を早く整えられることを切に願います。</p>	<p>①設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で対応しております。</p> <p>②定員を超える場合においては、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p> <p>③放課後での利用となることから、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>④たとえば、低学年と高学年の保育を分散するなど、これまでの学童保育実践の良い面を活かしながら保育にあたってまいります。</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
22	・その他(保育、学童保育)	<p>学童保育の対象が6年生までになるとはとてありがたいです。ただし、現状でも狭い施設でどう対応するのか、職員の目が届くのかなど非常に不安があります。丁寧な検討をお願いします。</p>	<p>設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で定員を設定しております。また、支援員につきましては、入所児童数に合わせ配属していく予定であります。</p>
23	・その他(保育、学童保育) ・その他(保育料) ・その他	<p>①●6年生までになった場合に、高学年の体は大きいので小学校の空き教室で対応するという話ですが、場所が離れる事で指導員の先生の目が今までのように行きと届かなくなるのは予想されます。先生の人数をただ増やすということだけでなく、キチンと今までのような資格のある先生にしてください。全児童対策のようなただの見守りだけの方を先生として迎えるのは反対です。 ②同時に、障害児保育にも手厚い学童保育をお願いします。 ③そして、小学校の教室が学童保育室になるとなると、当然いつものように正門を早くあけることも可能になってくると思います。今までのような8時半からでなく、8時前の開園も可能になってくると思いますので、保育時間の延長については、他市でも既に取り組んでいるように早めて下さい。学校休業日や長期休み等困っている家庭は昔から山ほどあるにも関わらず、10年以上も解決していないのは、何故でしょうか？ ④そして、保育料などについてはどうなっているのでしょうか？ 社会福祉審議会子育て部会では、保育料金の見直しは、保育時間の延長の話とセットでなされました。計画が発表になっていないまま運営に入るには不安がおおすぎます。 ⑤また、先日の新聞では、来年度から、年収360万以下の世帯でも保育料金を徴収するとの記事が載っていましたが、あくまでそれぞれの行政に任せられる部分も多く、東久留米市は手厚い支援を期待しています。よろしく願いいたします。 ⑥次は、児童館についてです。私の暮らす小山地区には児童館がなく、東久留米には児童館が少ないと思います。児童館を作る計画はないでしょうか？児童館を作ることで、児童の居場所も出来るし、そこで学童保育事業をするかどうかは別としても、不審者情報の多い昨今は、安心していられる居場所でもあります。</p>	<p>①「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、職員の資格等、当市の基準を設けております。嘱託職員については、保育士の資格を有する者、学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者、一般財団法人児童健全育成推進財団が認定する児童厚生員の資格を有する者となっております。 ②対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、今後とも職員の資質向上を図ってまいります。 ③学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。 ④保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ⑤世帯構成等にもよりますが、現在も年収360万以下の世帯であっても保育料が賦課されております。 ⑥本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきますが、児童館事業については、児童館を活用し実施されている事業の内容から、機能面に着目すると、地域子育て支援拠点事業として包まれるものと考えております。</p>
24	・放課後児童健全育成事業(30ページ)	<p>年間100人近い子どもが連れ去られていると聞きました。学童保育の対象学年拡大が質・量ともに確保されれば、安心して働ける世帯が増えます。6年生までの子ども達を希望者全員が預けられる様にして下さい。</p>	<p>本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。定員を超えた場合、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p>
25	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・放課後児童健全育成事業(30ページ) ・その他(学童保育) ・その他	<p>■保育園について ①・認可保育園を存続いただきたいです。 ②・また安全で、衛生的な保育ができるよう、定期的な施設の検査・メンテナンスをお願いいたします。 ③・待機児童の解消は、是非お願いしたいところですが、かと言って、預けられればどこでもいいというわけではありません。現在の保育の質を維持しながら、進めていただくよう、お願いいたします。 ④・東久留米市子ども・子育て支援事業計画について、各保育園、小学校で、説明会(質疑応答を含む)を実施してほしいです。 ⑤・延長保育料の支払いについて、通常の保育料同様、引き落としにしてほしいです。 ■学童に関して ①・学童の定員がオーバーすることについて、不安に思っています。事業計画によると学校施設を借用となっていますが、学校運営に影響を与えずに、確実に確保できるのでしょうか？ ②・16年生と幅広い年齢の子どもを預かるにあたり、職員確保について具体的な目途が立っているのでしょうか？人員不足になった場合、職員の方も苦労されると思いますし、なにより子どもたちにも色々な面でしわ寄せがこないか不安です。 ③・保育時間を19:00まで伸ばしてほしい。学童の終了時間が保育園の預かり時間よりも短くなってしまふのは、非常に困ります。時短制度が、小学校入学と同時に切れてしまう企業も多いと思うので、東久留米市でも、実状に合った制度を作っていただきたいです。 ④・夏休み、冬休み、春休みの学童時間を、普段の学校の始まる時間に合わせてほしいです。 ⑤・夏休み、冬休み、春休みに選択制・有料で、お弁当(給食)を配達してくれるサービスを採用してほしいです。 何卒、ご検討のほどお願いいたします。</p>	<p>①③保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②認可保育所等の運営事業者は適切な保育が実施できるよう、施設の検査やメンテナンスを行っております。 ④本計画の策定については、「東久留米市子ども・子育て会議」に意見を聴きながら進めています。また、10月には幼稚園などの入園募集時期に合わせ、支給認定申請などに係る市民説明会を実施いたしました。さらに、施設の希望に応じ、幼稚園の入園希望者や在園児、公立保育園の保護者向けに説明会を行っています。この中で、今回の本計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しておりますので、本計画に関する説明会の予定はございません。 ⑤ご意見として承ります。 ①本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。定員を超えた場合、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。 ②支援員につきましては、入所児童数に合わせ配属する予定であります。 ③④学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。 ⑤衛生管理、金銭管理等の課題もあり、現状での対応は難しいため考えておりません。</p>
26	・その他(学童保育所)	<p>①6年生まで延長となると定員枠はどうなりますか？低学年優先となることは理解できます。高学年になると、普段は習い事や1人での留守番はできと思うので通常は来ない、でも夏休みなどの長期は入れたいという保護者もいると思うのでそういう場合はどうなりますか？ ②23区内では放課後プラン？働いていてもいなくても入れるというものもありますが、東久留米市は今後導入していく方向ですか？</p>	<p>①長期休業期間(夏休み・冬休み等)のみの利用は入所要件に該当しておりません。 ②「放課後子ども教室」や「放課後児童健全育成事業」との一体的運用などに關して、国が示している「放課後子ども総合プラン」の導入については、現時点において未定です。</p>
27	・その他(保育料) ・幼児期の教育・保育(20ページ)	<p>①・保育料について 市民・利用者からの意見を募ったり、意見交換会等は行わないのでしょうか？利用する保護者にとって大事な部分であるのに現状把握のないままに値上げだけされていくのでは不満・不信感ばかりが募ります。値上げだけを考え先に進めていくとはやめてください。 ②・待機児解消策について 必要人数・確保人数の予想が出ていますが確保人数についてはどのような計画があるのでしょうか？ 小規模保育や家庭保育室を増やすのか？民営化によるものなのか？具体的な計画があるのか示していただきたいと思ひます。 特に民営化に関しては過去の民営化の実態をしっかりと把握、検証してください。それをしないままに民営化を進めるのは絶対に反対です。待機児解消にむけて行なうならば新設の認可園を希望します。</p>	<p>①保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。なお、保育料の見直しにあたり、市民・利用者からの意見を募ることや意見交換会等を行う予定はありません。 ②保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
28	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・利用者支援に関する事業(24ページ) ・その他(保育利用) ・その他	<p>[学童について]</p> <p>① 対象が6年まで拡大する事を知りませんでした。いつ何処でお知らせがあったのでしょうか？ その場合のうちの子も対象となるのですが、申し込みたい場合はどうアナウンスして下さるのでしょうか？</p> <p>② そして、その場合の現場の職員の対応はどの様に学習していただいているのでしょうか？ 嘯託の方は時間外で学習するしか無いとも伺いますが、それでは子供の指導に限界があるのではないのでしょうか？</p> <p>③ 障害をお持ちのお子さんへの対応が出来ない様に思いますが、いかがお考えですか？</p> <p>[保育園について]</p> <p>① 保育認定制度は“保育”というものには馴染まない制度だと思われまます。時間は細切れになり、数々のイベントの計画もできなくなってしまう。何か補助的な制度で保育者が保育を安心して出来る環境にしていけないでしょうか？</p> <p>② 数の見込みが増えているのに、公立園を廃止し続ける施策は整合性が取れていないと思えます。公立園は残し、質の良い認可園を増やして下さい。</p> <p>③ 東久留米市の保育は、全国的に見ても、大変質の良い保育だと思っています。その公立園を無くしてしまうのは、無形文化財を失うのと同等の失策ではないのでしょうか？ 無くす前に、その保育を守り、子育て環境に特化した市として市外にアナウンスしてもよいのではないのでしょうか？</p> <p>④ 利用者支援に関する事業が窓口一つでは到底不足だと思います。新規事業という事ですが、よくわからない制度なので、大量に人が来た場合などの対応人数も何人なのかとても不安です。それに、何もわからない知らない保護者に対してのアナウンスが全然足りていないと思えます。このままでは、子育て難民が出て、育児が困難となってしまう保護者の方が増えてしまうのではないかと不安でなりません。もっと、新制度について、新規事業について、子育て中の保護者の方に隔々まで届く様にアナウンスをお願い致します。その為の保育園連合会、学童連合会ではないのでしょうか？</p>	<p>① 児童福祉法の改正により、全国的に放課後児童健全育成事業の対象児童が小学生とされたところですが、パンフレットや新制度実施に伴う市民説明会にて市民の方に周知するとともに、平成26年12月1日の「広報ひがくろく」において、入所対象となるのは「平成27年4月1日時点における小学生」としてご案内をしております。今後とも、市報・ホームページなどで情報提供に努めてまいります。なお、入所案内・東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口準備するとともに市のホームページにも掲載しております。</p> <p>② ③ 食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>④ ご意見として承ります。</p> <p>⑤ 保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。</p> <p>⑥ ご意見として承ります。</p> <p>⑦ 利用者支援事業は新規事業と位置付けられていますが、これまでも市の職員や子育て支援拠点で行われてきた情報提供や支援、相談を強化し、子育て支援事業の円滑な利用を進めていくものと考えております。については、市役所の窓口で市職員が近くにいる環境に設置し、利用状況等を踏まえ、その後の設置場所や箇所数について検討していきます。併せて、保育所や幼稚園等で行っている子育てに関する情報提供や相談といったことも周知し、活用してまいります。</p>
29	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・放課後児童健全育成事業(30ページ) ・病児保育事業(27ページ) ・教育・保育および子ども・子育て支援事業の提供区域(19ページ) ・その他(保育利用) ・その他(保育料) ・その他	<p>① 保育園の量の確保は認可保育所を中心にして下さい。</p> <p>② 認証保育所に頼らない事業計画にして下さい。認証保育所では新制度の給付がないので、高い保育料になると聞きました。認可への移行措置として保育料の助成を実現して下さい。</p> <p>③ 保育料は値上げしないで下さい。</p> <p>④ 保育時間の認定は柔軟性をもって検討して下さい。短時間保育認定(8時間)で延長保育にならざるを得ない場合、標準時間認定(11時間)より保育料が上回ることはないようにして下さい。</p> <p>⑤ 今後施設を増やす場合、公募して選考委員会が第三者を含めて設置され、検討・審査して決める自治体もあると聞いています。東久留米の場合はどの様に決めるのでしょうか？</p> <p>⑥ 学童保育の対象学年拡大が質・量ともに確保されれば、安心して働ける世帯が増えます。六年生までの子ども達を希望者全員が預けられる様にして下さい。</p> <p>⑦ 子ども子育て支援事業計画の策定にあたっては、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任をふまえ、認可保育所中心の整備計画を明記して下さい。</p> <p>⑧ 全ての子どもに平等に保育の保障、子育て支援を行う観点から、施設によって子どもの受ける処遇に格差が生じないようにさらなる検討をすすめて下さい。</p> <p>⑨ 障害児の保育は、子どもの発達保障の立場から現行水準を保って下さい。</p> <p>⑩ 10.病児保育の施設が不足しています。実情に見合う保育時間も設定して下さい。</p> <p>⑪ 11.学童についての意見です。現在、定員以下ですがそれで小学生が活動するにはとても狭いように思えます。実際に子どもたちが活動している場に行き定員を決めているのでしょうか？</p> <p>⑫ 12.学童の対象を4年→5年→6年と順次、拡大するのではない計画ということでしょうか？いきなり6年までとなると、現場の対応はどのようにするのが事業計画からは見えません。</p> <p>⑬ 13.6年生までになった場合に、高学年の体は大きいので今までの定員を見直す必要があると思えます。</p> <p>⑭ 14.定員を超えるということは、今年度、学童に通えても来年度はわからないということですか？</p> <p>⑮ 15.学童の「利用希望者が現在の定員を超える見込み」ということですが、どのような根拠で定員を超えると考えたのか？</p> <p>⑯ 16.学童の定員では、かなり多いと思えます。</p> <p>⑰ 17.学童保育を今後どのようにしたいのかがこの事業計画ではわからない。量のことしか載っていない。</p> <p>⑱ 18.障害を持っている子どもへの対応についての計画はどのようにになっているのかわからない。(どのようにになっていますか？)</p> <p>⑲ 19.現在、待機の方がいると聞いています。来年、自分が待機になるのではないかと不安です。来年度の待機の解消の計画はどのようになっていますか？</p> <p>⑳ 20.定員を超える希望があった場合、どのように決めるのでしょうか？保育園のような点数制で決めるのでしょうか？</p> <p>㉑ 21.事業計画の学童について、人数のことしか載っていない。保育時間や保育料などについての計画はどのようにになっているのかの説明がない。</p> <p>㉒ 22.事業計画のHPを見ました。(正直、難しい言葉が並んでいてよくわからないです…)学童保育については、定員をこえるかどうかの表はありますが、保育時間の延長のことや棚上げになっている保育料のことなどはどうなっているのかわかりません。</p> <p>㉓ 23.学童の定員がオーバーすると知って驚いています。事業計画を見ると学校施設を借用となっていますが、学校に余裕教室は確実にあるのかわかりません。学校公開などで学校に行くクラスの教室以外の教室のそれぞれ活用されているように思えます。</p> <p>㉔ 24.東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、各学校に「特別支援教室」を設置するとなっている。その中で、学童保育へ学校の余裕教室を借用することは可能なのでしょうか？</p> <p>㉕ 25.子ども・子育て支援事業計画には、学童保育を利用している保護者にとっての一番の要望である延長保育についての計画がない。どのように考えているのかわかりません。</p> <p>㉖ 26.事業計画を見ましたが、学童保育の時間延長についての計画がありません。時間延長は考えていないということでしょうか？そうすると、保護者の声(保護者のニーズ)に応えていないように思えます。</p> <p>㉗ 27.夏休みや冬休み、春休みの学童の始まる時間を、普通の学校の始まる時間に合わせたいと思います。</p> <p>㉘ 28.学校休業日の学童を8:00からにしてほしい。</p> <p>㉙ 29.6年生まで対象を広げるとなると、今まで東久留米で行ってきた学童保育実践のあり方</p>	<p>① ⑦ 保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。</p> <p>② ③ 認可外保育施設保育者助成金の創設や保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の観点から検討を重ねてまいります。</p> <p>④ ご意見として承ります。</p> <p>⑤ 公募する施設や運営主体の範囲が分かりかねますが、認可保育所等の運営主体を選定するにあたっては、安定的で良質な保育をしていただける最良、最適な運営法人を選ぶことが必要と考えております。</p> <p>⑥ ⑦ 本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。定員を超えた場合、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>⑧ ⑨ 「子ども・子育て支援法に基づく基本的な方針」では、「子ども・子育て支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。」と示されており、この理念に基づき、子育て支援策等の検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>⑩ 病児・病後児保育につきましては、今後の需要を現行の供給体制で賄うため、このような計画いたしました。現在、市内で病児・病後児保育を行っている施設では、午前9時から午後5時まで保育を受けることができます。</p> <p>⑪ ⑫ 設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で定員を設定しております。</p> <p>⑬ ⑭ 定員を超える場合においては、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p> <p>⑮ 平成27年4月からは、「東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)」に基づき、6年生までを対象として「量の見込み」を出しております。また、「確保方策」として、現在の定員を超える量につきましては、保育面積の拡大として考えており、グループ分けや学年別等、プログラムによって分散する工夫などを検討してまいります。</p> <p>⑯ 学童保育所の場合は、継続という考えはございません。このため、申し込み期限内の方で、東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき、決定してまいります。</p> <p>⑰ 学童保育の4年生～6年生の「量の見込み」については、本計画の8ページに記載されております。市立小学校2年生の子どもを持つ保護者への悉皆調査に基づき、推計を行っております。ニーズ調査については、市内の子どもの保護者の就労希望や施設、事業の利用希望も反映し、潜在的ニーズも把握できるように設定されております。</p> <p>⑱ ⑲ ⑳ 食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、今後とも職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>㉑ 来年度において、定員を超えた場合、学童保育所のスペースや学校の状況にもよりますが、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>㉒ ㉓ ㉔ ㉕ 学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。また、保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
		<p>の見直しも必要になると思います。(今までは3年生をリーダーにして縦割りの良さを生かして実践されてきました。)実践に対しての計画はどのようになっているのでしょうか？</p> <p>③1.事業計画のP19の子育て【市内関連施設地図】を見ると小学生の子どもが安心して過ごせる場所の少なさがわかります。児童館設置の計画はないのでしょうか？子育て支援事業として児童館についていないのがふしぎです。</p> <p>③2.東久留米市は児童館がなさすぎです。児童館の計画は事業計画にはないのでしょうか？</p> <p>③3.学童保育の質の向上についてはどのような計画なのでしょう？</p> <p>③4.事業計画を見ると、人数の確保についてのみです。学童の内容についてはどのような計画なのでしょう？</p> <p>以上です。よろしくをお願いします。</p>	<p>における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。</p> <p>②④放課後での利用となることから、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>②⑤学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>③⑥本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきますが、児童館事業については、児童館を活用し実施されている事業の内容から、機能面に着目すると、地域子育て支援拠点事業として包まれるものと考えております。</p>
30	<p>・その他(学童保育所)</p> <p>・その他</p>	<p>①学童保育の時間延長を希望します。今は、18時までとなっていますが、都心部に通勤していると間に合いません。時短したいと思われていますが、多くの企業は小学校入学までです。せめて、19時までしてほしいです。その分、人員確保のために延長料金の上乘せは受け入れれます。</p> <p>②また、休み期間中の登所時間を8時にしてほしいです。理由は、延長時間と一緒に。学童の対象年齢があがるのは、働く親にとってありがたいです。特に長期休みのときは、どうやって過ごさせるか悩みます。</p> <p>③小山に住んでいます。最近住宅もどんどん増えて子供の数も増えていると思います。小山地区に、子供たちが雨のときや放課後に安心して遊べる児童館を作っていただきたいです。</p> <p>希望することはたくさんありますが、有識者の方や、保護者、学童の先生方とたくさん議論していただいて出来ることから少しずつ子供たちのために改善策を作成してほしいです。よろしくをお願いします。</p>	<p>①②学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>③本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきますが、児童館事業については、児童館を活用し実施されている事業の内容から、機能面に着目すると、地域子育て支援拠点事業として包まれるものと考えております。</p>
31	<p>・放課後児童健全育成事業(30ページ)</p> <p>・その他(学童保育所)</p>	<p>○学童の対象児童について</p> <p>①対象が、6年生になるというのはいつ決まったのでしょうか？6年生までになったということを知らなかった。どのように周知させたのか？回答が欲しい。現在、学童を利用している保護者には、通知がなかったが、社会一般の常識からして、子育て支援課の職員の仕事の怠慢では無いのか？</p> <p>②6年生まで対象を広げるとなると、今まで東久留米で行ってきた学童保育実践のあり方の見直しも必要ではないか？きちんと、子育て支援課の職員が実践計画をつめたのか？(今までは3年生をリーダーにして縦割り保育を実践していた。)</p> <p>③6年生までとなると、備品も6年生に合わせてものを用意する必要がある。また、遊びの道具も学年相当のものが必要になるのではないかと。子育て支援課は、予算をきちんと取っているのか？きちんと、6年生も利用できるように整備が進んでいるのか、まったく見えない。過去に、中央学童が現在の場所に引っ越しをする時に、子育て支援課は引っ越しの予算が取れていなかった。予算に関しては、行政官の最低限の仕事だと思われる。そのようなことがないようになりたい。</p> <p>④高学年女子には更衣室なども必要です。きちんとトイレなども男女別にしてください。女子に関しては、生理などもはじまります。その点の考慮も整備が進んでいるのか、全く見えません。</p> <p>⑤学童の「利用希望者が現在の定員を超える見込み」ということですが、どのような根拠で定員を超えようとしたのか？きちんと統計を出してください。</p> <p>○保育内容について</p> <p>⑥今、発達障害をもつ子どもが数%と言われている中、そのような子どもたちに対する対応についてはどのように計画されているのかわからない。発達障害児が、パニックになった時のクールダウンのスペースを学童に用意するのは当然の対応と考える。どのように計画されているのかわからない。事業計画に盛り込むべきである。</p> <p>⑦特別支援学級がある学童に対しては、高学年の知的などの障害を持っている子どもの入所が考えられるが、その対応については計画はどのようになっているのかわからない。同じく、事業計画に盛り込むべきである。</p> <p>○定員について</p> <p>⑧学童の定員がオーバーするの？仮に、定員を超える希望があった場合、どのように決めるのか？保育園のような点数制で決めるのか回答が欲しい。</p> <p>⑨定員をオーバーした場合、事業計画を見ると学校施設を借用となっているが、学校に余裕教室をどのように活用するのか不明である。学校側ときちんと、調整が取れているのか回答が欲しい。余裕教室を借用することについて、余裕教室が本当にあればいいのですが、第五小学校など、定員が増えそうな学校に教室が余っているのか。現場の教員が余裕教室があるというくらいが、実態をよく知らない教育委員会の見解ならば心配である。</p> <p>⑩余裕教室を学童で利用するとなると、活動場が二カ所に分かれてしまい、それに対する対応の方法について計画を出して欲しい。現在も、中央学童などは、第一学童、第二学童の児童同士が交流できないなどで、児童の中にはストレスを感じている者も居る。きちんと事業計画に盛り込むべきだ。</p> <p>○延長について</p> <p>⑪子ども・子育て支援事業計画には、学童保育を利用している保護者にとっての一番の要望である延長保育についての計画がない。どのように考えているのかわからない。まずは、夏休みや冬休み、春休みの学童の始まる時間を、早めてほしい。計画に盛り込んで欲しい。次に、土曜日の開所時間延長もしてほしい。</p> <p>⑫平日と土曜日と何故、保育時間が異なるのかの根拠がわからない。根拠を示して欲しい。子ども・子育て会議に学童連合会から委員が出ているのであるなら、きちんと子育て支援課は学童関係者の声を聴くべきである。</p> <p>○その他</p> <p>⑬学童保育の施設と児童館の交流が必要と考える。中央学童に関しては、中央児童館2Fを利用している時の方が、現在より、保育の質が高かった。放課後、学童利用児童と家庭に帰宅する児童が、当時のように交流できる場所の確保を望む。</p> <p>⑭今後、子育て支援課は、学童保育の質の向上についてはどのような計画なのでしょう？質についての事業計画を作成して欲しい。</p>	<p>①児童福祉法の改正により、全国的に放課後児童健全育成事業の対象児童が小学生とされたところですが、パンフレットや新制度実施に伴う市民説明会にて市民の方に周知するとともに、平成26年12月1日の「広報ひがしくるめ」において、入所対象となるのは「平成27年4月1日時点における小学生」としてご案内をしております。今後とも、市報・ホームページなどで情報提供に努めてまいります。</p> <p>②④学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>③支援員につきましては、入所児童数に合わせ配属する予定であります。</p> <p>⑤学童保育の4年生～6年生の「量の見込み」については、本計画の8ページに記載されております。市立小学校2年生の子どもの数を持つ保護者への悉皆調査を基に、推計を行っております。ニーズ調査については、市内の子どもも保護者の就労希望や施設、事業の利用希望も反映し、潜在的ニーズも把握できるように設定されております。</p> <p>⑥⑦対応の難しい児童の支援については、臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、今後とも職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>⑧定員を超える場合においては、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p> <p>⑨定員を超えた場合、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>⑩定員を超えた場合、学童保育所のスペースや学校の状況にもよりますが、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。また、たとえば、低学年と高学年の保育を分散するなど、これまでの学童保育実践の良い面を活かしながら保育にあたってまいります。</p> <p>⑪⑫学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>⑬本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきますが、児童館事業については、児童館を活用し実施されている事業の内容から、機能面に着目すると、地域子育て支援拠点事業として包まれるものと考えております。</p> <p>⑭食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。</p>
32	<p>その他(学童保育所)</p>	<p>①現在学童保育の定員以内かと思うが、かなりスペースが狭いと感じる。今後4～6年生も学童を利用するようになると、体も大きくなります。狭くなるように思うがどのような対応をお考えでしょうか？</p> <p>②学校の長期休暇中、せめて朝08:00から学童保育をはじめはいただけませんか？</p> <p>③土曜日の学童を平日と同じ時間とお願いしたい。どのような根拠で16:15までなのか？土曜日仕事の親は平日と同じ勤務時間と考えるのが妥当だと思う。ひどく困っています。</p>	<p>①学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>②③学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
33	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(保育料) ・その他(学童保育所)	①保育必要数の受け入れ先を確保するために、どの施設を優先して整備していくのでしょうか？方向性を示して欲しいです。親としては認可保育園の増設を希望します。 ②保育料についてはどこで検討しますか？ ③学童保育の延長についてはどうなりますか？今後の予定など示して欲しいです。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ③学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。
34	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(保育料)	①量の確保は認可保育所を中心にする ②保育料は値上げをしないこと	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
35	・ニーズ調査の結果(8、12ページ) ・その他(保育料)	①待機児童がたくさんいます。ニーズ調査に回答出来なかった世帯のことも考えて、施設の増設を考えて下さい。 ②保育料について値上げをしないで下さい。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
36	・その他(保育利用)(20ページ) ・その他(保育料)	①認可保育園を減らさないでほしい。親は認可保育園の方が安心してあずけられる。質・量などは大丈夫ですか？ ②8h、11hの意味が良く分かりません。保育料が変わるのですか？私は8h勤務なので、通勤を入れると11h保育になります。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②子ども・子育て支援新制度においては、保育認定が保育標準時間認定と保育短時間認定という2区分に分かれ、保育標準時間認定は11時間までの保育、保育短時間認定は8時間までの保育が受けられることとなります。なお、それぞれの保育料については、現在、子ども・子育て会議において検討しているところであります。
37	・その他(保育料)	保育料が値上げにならないようお願いします。	保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
38	その他	民営化で定員増と言っていますが、新園で職員もバタバタやめていく中、子どもが安定してすごせるのでしょうか？親は安心して預けて仕事に行けるのでしょうか？民営が悪いわけはありませんが、きちんと運営できる所をしっかりと選ばないといけないと思います。それと同時に、公立の良さも保育の継承、積み重ねてきた良い所も市として、しっかり理解し、残してほしいと切に願います。28年度でさいわい開園、という約束やぶりが、きちんと市民に説明してほしいです。	ご意見として承ります。
39	・その他(保育利用) ・その他(保育料) ・その他	①説明会に参加できなかった人には、いつ資料が配布されるのでしょうか？ ②新システム移行後も今まで通り年末保育をやして下さい。 ⇒在園時で市外在住の子も預けられるよう検討おねがいします。 ⇒民営園(みなみさん)も ③保育料は現状維持でおねがいします。 ⇒値上げするならば改めて説明会を開催して下さい。 ④認証保育園を認可へと移行し、市内に認可園が増え、たいき児が少しでも少なくなるよう市として努力して下さい！！親は認可園に預けたいのです。 ⑤パブコメの回答、もう少し学童のようにわかりやすい言葉にして下さい！！全く理解できません。 ⑥議会での保育課の対応にがっかりです(さいわい関連)。誠意が感じられません！！未来ある子ども達のことをどう考えているのでしょうか？8828筆集まった市民の声はなんだったのでしょうか？ ⑦市長は重く受けとめる。でも民営化はつづける、とのこと。どこをどう重く受けとめているのか？ ⑧保育の量の見込みと確保の方策が具体的にイメージできません。保育園が何園増えて、何人分確保できるのか説明して下さい。 もっと子どもを生んで育てていきたいと思えるような市(=市政)になってほしいです。市民はそれを望んでいるんです。水がキレイな街。でもそれを将来見守っていく人(=今の・これから生まれる子どもたち)が少なくなるとは、せっかくの良い所さえも生かされません。	①ご意見の趣旨が、公立保育園の保護者向けに行った子ども・子育て支援新制度に関する説明会に参加できなかった方への対応についてのご質問であると推測すれば、ご希望の方は各公立保育園の園長に言っていただければ、当日の資料をお渡しできるようになっております。 ②ご意見として承ります。 ③保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。なお、保育料の見直しにあたり、市民・利用者からの意見を募ることや意見交換会等を行う予定はありません。 ④保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ⑤ご意見として承ります。 ⑥ご意見として承ります。 ⑦ご意見として承ります。 ⑧本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。
40	・幼児期の教育・保育(20ページ)	子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任をふまえ、認可保育所中心の整備計画を明記してください。 認可保育所に申し込んで入れない子どもが300名を超えているのに、東久留米市は、今ある公立保育園を次々につぶしていいのでしょうか。今ある公立保育園を存続し、申し込んでも入れない子どもたちのための施設をつくってほしいと思います。安心して子育てできるようにお願いいたします。	保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
41	・放課後児童健全育成事業 (30ページ) ・その他(学童保育所)	学童の定員がオーバーすると知って驚いています。 ①事業計画では対策として学校施設を借用となっていますが、学校に余裕教室が確実にあるのかが不安です。学校公開などで学校に行くかと各学級以外の教室もそれぞれに活用されています。 ②今でも小学生が活動するには狭いように見えますが、さらに6年生までとなった場合、高学年の児童の体格を考え、今の定員を見直す必要もあると思います。 ③実際に子どもたちが活動している場を御覧になって定員を決めているのでしょうか？学童保護者の意見を丁寧に聞いていただき、東久留米の基準を改訂する場合は十分に論議して決めてほしい、また、徹底した周知を強く望みます。	①学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。 ②③設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で定員を設定しております。
42	・放課後児童健全育成事業 (30ページ) ・その他(学童保育所)	①4月から6年生までの学童をするというけれど、本当にアテはあるのかもっと具体的に知りたいです。 ②消費税が上がらなくて嬉しいけれど、財源はあるのか？疑問です。	①学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。 ②消費税率10%への引き上げは平成29年4月まで延期することとなりましたが、国からは、子ども・子育て支援新制度については予定どおり平成27年4月に施行する方針であることには変わりないとの通知がきているところであります。なお、必要な財源確保については、今後の予算編成過程において国が調整していく予定であると聞いております。
43	・その他(保育利用) (30ページ) ・その他(保育料) ・その他	①保育料は値上げしないで下さい。 ②消費税先送りになったのですから、財源がないではありませんか。新システムは何のためにするかわかりません。 ③さいわい保育園の2歳児・1歳児まではさいわい保育園で保育するというのはうそだったのですか？ ちゃんと責任を持って下さい。 ④働きたい親はたくさんいます。公立保育園をなくさずに、保育園をふやして下さい。	①保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ②消費税率10%への引き上げは平成29年4月まで延期することとなりましたが、国からは、子ども・子育て支援新制度については予定どおり平成27年4月に施行する方針であることには変わりないとの通知がきているところであります。なお、必要な財源確保については、今後の予算編成過程において国が調整していく予定であると聞いております。 ③ご意見として承ります。 ④保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。
44	・幼児期の教育・保育 (20ページ) ・その他(保育料) ・その他	①児童福祉法24条1項の市町村の保育実施責任を踏まえて、認可保育所中心の整備を明記して下さい。 ②保育園をもっと増やして下さい！ ③保育料は値上げしないで下さい。 ④さいわい保育園をはじめとして、公立園の民営化はしないで下さい。 ⑤もっと、父母の声を聞いて下さい！	①②④保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ③保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ⑤ご意見として承ります。
45	その他	文面だけではよく分かりません。それぞれの園や市役所での説明会は設けていただけたのでしょうか。保育費用のことや、保育時間について又入所についての取り決めなど詳しく知りたいです。費用が上がるのも困りますし、時間も8時間になるのも困ります。これから子どもをとっても、安心して産めないと。よろしく願います。	本計画の策定については、「東久留米市子ども・子育て会議」に意見を聴きながら進めています。また、10月には幼稚園などの入園募集時期に合わせ、支給認定申請などに係る市民説明会を実施いたしました。さらに、施設の希望に応じ、幼稚園の入園希望者や在園児、公立保育園の保護者向けに説明会を行っています。この中で、今回の本計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しておりますので、本計画に関する説明会の予定はございません。また、保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
46	その他(学童保育所)	小学生の子供がいます。学童の件で書いています。定員の1割増しまでは受け入れと聞いた事があります。四年生の希望者を含めると、丁度一割増しくらいの数になるかと思いません。定員オーバーの場合は、どのような優先順位をつけて入所が決めるのでしょうか。	定員を超える場合には、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。
47	・放課後児童健全育成事業 (30ページ) ・その他(学童保育所)	①●まず、学童保育に係る記述があまりに少なく、唖然としてしまいました。東久留米市がこれまで守ってきた他市に誇れる「学童保育」を今後もぶれずにやっていくんだという気概を込めて、書き込んでほしいと思います。 ②●学童保育を今後どのようにしたいのかがこの事業計画ではわかりません。(量のことしか載っていない。) ③●文科省の全児童対策事業との併存もしくは移行を視野に入れているのでしょうか？市として児童福祉にかかった事業をしっかりと実施してほしいので、全児童対策事業＝学童保育というのは反対です。 ④●障害を持っている子どもへの対応についての計画は、どのようになっていますか？ ⑤●学童定員の拡大対応について、事業計画を見ると学校施設を借用となっていますが、その時の校長判断ませでしようか？(計画的事業展開は困難な気がします)また仮に使用許可が下りても、既存学童と一体的運用になるようにしてください。異年齢保育等、学童保育の良さを失わないような運用を望みます。事業計画にコアな記述だけでもしていただきたいです。 ⑥●4年生以上は、夏休みや冬休み、春休みの期間のみの利用形態を取り入れてほしいです。	①②本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。 ③「放課後子ども教室」と「放課後児童健全育成事業」との一体的運用などに関して、国が示している「放課後子ども総合プラン」の導入については、現時点において未定です。 ④対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、今後とも職員資質向上を図ってまいります。 ⑤定員を超えた場合、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。 ⑥短期就労(概ね2か月未満)等は入所要件とみなしておりません。また、長期休業期間(夏休み・冬休み等)のみの利用も入所要件となりません。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
48	・その他(保育料) ・その他(学童保育所) ・その他 ・計画全般	<p>①●保育料現在の市の意向では、保育料値上げ対象の方が出てきて、そのうえで、再来年度以降にまた市の行政改革プランで保育料見直しが可能性和としてあります。今回、新制度に移るにあたって、保育料も見直されます。今回の事業計画と関係する事柄なので、保育料に関しては新制度が始まるまでにきちんと提示してください。また、延長時間・料金もどうなるか提示してさせていただきますので、提示をお願いします。</p> <p>②●学童の対象が、いきなり6年までとなって、現場の対応はどのようにするのが事業計画からは見えません。</p> <p>③●障害を持っている子どもへの対応についての計画はどのようになっていますか？</p> <p>④●定員を超える希望があった場合、どのように決めるのでしょうか？保育園のような点数制で決めるのでしょうか？</p> <p>⑤●余裕教室を学童で利用すると、活動場が二手に分かれてしまい、それに対する対応の方法についてはないので、市としての見解を教えてください。</p> <p>⑥●学童の保育時間延長は、学童保護者の多くの方のニーズです。そのことが事業計画にはありません。どのように考えているのか計画にしっかりと盛り込んでほしい。</p> <p>⑦●学校休業日の学童を8:00からにしてほしい。</p> <p>⑧●土曜日の学童の開所時間を平日と同じにしてほしい。</p> <p>⑨●6年生までになったということを知らなかった。どのように知らせているのでしょうか。</p> <p>⑩●とにかく、よくわかりません。もっと市民にわかるようにしてください。市民が理解できない計画は、ないと同じです。(事業計画からは見えません)</p>	<p>①4月からの保育料や延長保育料、各保育園における原則的な保育時間等については、なるべく早い時期にお示しできるよう、努力してまいります。なお、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点からの保育料見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて検討を重ねてまいります。</p> <p>②③食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>④定員を超える場合には、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p> <p>⑤学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>⑥⑦⑧学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>⑨児童福祉法の改正により、全国的に放課後児童健全育成事業の対象児童が小学生とされたところですが、パンフレットや新制度実施に伴う市民説明会にて市民の方に周知するとともに、平成26年12月1日の「広報ひがしくるめ」において、入所対象となるのは「平成27年4月1日時点における小学生」としてご案内をしております。今後とも、市報・ホームページなどで情報提供に努めてまいります。なお、入所案内・東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口準備するとともに市のホームページにも掲載しております。</p> <p>⑩本計画は、「子ども・子育て支援法」に規定する法定計画であり、「子ども・子育て支援法」に基づく基本的な指針を参照し、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきます。記載内容については、「東久留米市子ども・子育て会議」で審議の上、本パブリックコメントを実施しています。</p>
49	・その他(学童保育所) ・その他(保育利用) ・その他	<p>学童保育について</p> <p>①今でも十分なスペースがあるとは思いますが、子どもはいろいろな行事もあり、毎日楽し過ぎていただいています。が、今後6年生まで通える、嬉しい話ですが体制、場所を考えると素目にも無理があると思います。今の環境よりも悪くなる、スペースであったり低学年の子が落ち着けない、といったことはないように、十分な検証をお願いします。</p> <p>②土曜日は毎週仕事です。平日に休みがあるのももちろんその日は学童を休ませています。土曜日の勤務はもちろん終日で、現状の4:15までではまだ一年生ということもあり、ヘルパーさんをお願いしないとイケない状況です。勤務が前提での保育のはずなのに、平日の延長も含めて、時流にのった変更をお願いします。</p> <p>保育所について</p> <p>③①在園児、新入希望児があり、説明会にも参加させていただきましたが、子どもたちのために、よりよくなる、といったことは何ひとつ見えませんでした。今、公立保育所でスペースや先生の配置、時間などがなく、安心して通わせられています。抜本的解消にはならない待機児童解消を旗印にした安易な民営化は絶対にやめていただきたいです。共育ち、という東久留米が培ってきた保育が瀕死の危機にあるということ、失くしたら絶対に戻らない貴重なものであることを今一度お考えいただき、公立保育所のこれ以上の民営化はやめてください。</p> <p>④②家庭保育室に通わせていました。来年度からは認可施設になるということですが、保育時間、土曜保育などの格差が、現状のままではかなり大きいと思いますが、その点についての変更はあるのでしょうか。</p>	<p>①設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で定員を設定しております。また、学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>②学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>③保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。</p> <p>④家庭的保育事業については、原則として保育短時間認定の乳幼児が保育を受ける施設であり、現状と大きく変更することはないと考えております。</p>
50	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(保育料) ・その他(学童保育所) ・その他	<p>①★2017年以降、保育の必要数に対して確保人数を掲載していますが、具体的にどの様にどういった施設をどの程度増やすかが明確にされていません。認可保育園を増やすのか？小規模保育や家庭保育室を増やすのか？民営化によるものなのか？おおよざな提示ではなく、詳細な内容を知りたいです。</p> <p>②★新制度に移るにあたって、保育料も見直されるはずですが、保育料値上げは各家庭にとっても重要な問題となるため、おおいにパブリックコメント等を募集して検討されるべき課題だと考えます。</p> <p>③★学童保育についてですが、新制度に移行するにあたって延長保育を検討していたはずでしたが、全く触られていないのはなぜでしょうか？また、夏休み等長期休み期間の保育時間を通常の学校の登校時間と同じにするよう検討していただきたいです。</p> <p>④★市としては新制度の移行に市独自の予算をどのくらい見積もっているのでしょうか？</p>	<p>①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。</p> <p>②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。現時点では、保育料の見直しにあたってパブリックコメント等を実施する考えは持っておりません。</p> <p>③学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>④国や東京都の予算については、一般財源化や包括補助とされたものがあり、市独自の予算の定義にもよりますが、新制度の移行に関連する国や東京都の補助の動向を踏まえ、現在予算編成中であります。</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
51	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・放課後児童健全育成事業(30ページ) ・その他(保育料)	<p>担当職員の皆様、お世話になっております。今回の制度改正に伴い、多大なるご苦労を頂いていると思います。ありがとうございます。今回のパブリックコメント募集へ、簡単ではありますが、考えるところをお伝えしたいと思います。</p> <p>①保育園・学童保育の特機児童解消として、具体的なお話が聞こえてきません。私たち保護者は、なによりも具体的な内容を欲しいと感じています。 ②保育料が増額される方向だと聞きました。利用している市民にとって、利用しにくくなるのであれば、納得のいく説明が欲しいです。増額決定の前に、説明会を開いてください。 ③認証・認可外保育施設への保育料補助 非婚のひとり親家庭への寡婦(寡夫)控除のみなし適用など、東久留米で子供を育てている、育てていこうとしている家庭に、公平な制度をお願いします。</p> <p>簡単ですが、以上です。今回の改正で、私たち市民にとって利用しやすい、わかりやすい方向に変わっていると感じられないことが多いです。何のための、誰のためのものなのか、伝わってきません。とても残念です。「東久留米市」や「市長」が、子供たちのために何をしようとしているのか、子供たちのことをどう考えているのか、お示しいただきたいと思っています。</p> <p>ご尽力いただいているのは重々承知しておりますが、どうぞよろしく願っています。</p>	<p>①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。また、学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。現時点では、保育料の見直しにあたって説明会を開催する考えは持っておりません。</p> <p>③非婚のひとり親家庭への寡婦(寡夫)控除のみなし適用については、平成27年度予算編成の中で実施に向けて検討してまいります。</p>
52	・その他(学童保育所) ・教育・保育および子ども・子育て支援事業の提供区域(19ページ) ・その他	<p>①○学童の定員拡充は突然4～6年の希望者を受け入れるのでしょうか。部屋やスペースの確保、その仕様(1～6年が同じ空間で過ごす配慮や高学年には男女の配慮、発達障害やパニックをおこしやすい子への配慮など)や、それに対応する職員の確保など不明確。量の見込みだけの子育て支援計画でないように願う。また、学校の教室を使うなどの対応をはかる場合、既に余裕のない所もある。部屋が確保できたとしても、既存学童とのパイプなど考える現実味にかけられるように思われ心配。</p> <p>②○放課後子ども教室などの計画はないか。</p> <p>③○学童保育利用者の要望に多い延長保育についての計画がみえない。また、保育料について不明確。</p> <p>④○事業計画内の「市内関連施設地図」を見るにそもそも、子どもが安心して遊び、過ごす場が少ない。児童館の設置、増築なども検討すべきでは。</p> <p>⑤○そもそも、この事業計画についてわからない事が多く不安。前回のパブリックコメントも含め再度検討の上、子ども子育て会議にきちんと反映させると共に、市は市民にきちんと分かるよう説明すべきと考えます。</p>	<p>①現場の対応としては、食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。また、学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>②放課後等に子どもたちの居場所をつくるため、全児童を対象に校庭や教室を開放し、スポーツや文化活動ができるようにする取り組みである放課後子ども教室に関しては、教育委員会生涯学習課が計画をしております。</p> <p>③学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。また、保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。</p> <p>④本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきますが、児童館事業については、児童館を活用し実施されている事業の内容から、機能面に着目すると、地域子育て支援拠点事業として包まれるものと考えております。</p> <p>⑤本計画は、「子ども・子育て支援法」に規定する法定計画であり、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきます。また、策定にあたっては「東久留米市子ども・子育て会議」に意見を聴きながら進めています。なお、10月には幼稚園などの入園募集時期に合わせ、支給認定申請などに係る市民説明会を実施いたしました。さらに、施設の希望に応じ、幼稚園の入園希望者や在園児、公立保育園の保護者向けに説明会を行っています。この中で、今回の本計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しておりますので、本計画に関する説明会の予定はございません。</p>
53	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・放課後児童健全育成事業(30ページ) ・その他(学童保育所)	<p>保育園について ①待機児童解消のため、ただ数を増やせばいいと考えているように思えます。本当に子どものことを考え、取り組んでいるのでしょうか。保育園時代は子どもにとって非常に大切な期間です。自分の子だったら、大切な人の子だったらと、真剣に向き合ってください。東久留米は認可保育園は、『共育で共育』で、他にはない魅力ある保育園でした。やはりそのような認可保育園が望ましいです。良さを残し、増やしてください。また、経費的な問題かと思いますが、職員が少なかったり、余裕がないと感じます。それでは良い保育はとてできないので、質についても改善願います。</p> <p>学童保育所について ②学童保育所が6年生までになることを知り、驚いています。現在、子どもを学童に通わせていますが、知りませんでした。どこかで知らせていたのでしょうか。わかるように、利用者には個別に知らせるべき内容なのではないでしょうか。いきなりなやり方に対して、驚きでいっぱいです。 ③どう考えても、1年生～6年生までひとところでの保育は無理があります。学校施設を借用とのことですが、各学校、既に確保してから計画しているのでしょうか。確保されていないで来年度からというのは、無計画です。各学校でどの教室を利用するのか、はっきり明記してください。とにかく入れればいと感じられ、子どものことを考えていないと思います。非常に不安です。指導員の負担もかなりのものがあると思いますが、しっかりと対策されているように感じられません。 ④学童6年生まで延長より、放課後子ども教室のほうが、ニーズとしては合っているように思えます。その点は、どう考えて進めているのでしょうか。 ⑤土曜日の保育時間は、平日と同じようにしてください。なぜ平日と保育時間が異なるのか、まったくわかりません。仕事をしている人なら、おかしいことがわかるはずですが、平日の保育時間の延長を求めている人も多くいます。お迎えに間に合わなくて、仕事を辞めざるを得ない人もいます。そのニーズにも応えてください。もっと利用者の声を聞いてください。</p>	<p>①子ども・子育て支援新制度では、保育サービス等の量の拡充と質の向上に向けた取り組みを推進してまいります。</p> <p>②児童福祉法の改正により、全国的に放課後児童健全育成事業の対象児童に小学生とされたところですが、パンフレットや新制度実施に伴う市民説明会にて市民の方に周知するとともに、平成26年12月1日の「広報ひがしくさ」において、入所対象となるのは「平成27年4月1日時点における小学生」としてご案内をしております。今後とも、市報・ホームページなどで情報提供に努めてまいります。なお、入所案内・東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口に準備するとともに市のホームページにも掲載しております。</p> <p>③学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p> <p>④放課後等に子どもたちの居場所をつくるため、全児童を対象に校庭や教室を開放し、スポーツや文化活動ができるようにする取り組みである放課後子ども教室に関しては、教育委員会生涯学習課が計画をしております。</p> <p>⑤学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
54	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(保育料) ・その他(学童保育所) ・その他(保育利用)	<p>①ニーズ調査は2000世帯に配布、回収率は44.8%と素案にはあります。以前子ども家庭部の課長のうかがったところ、20%にも満たなかったというような話だったとメモしていますが、どちらが正しいのでしょうか…？(今夏に聞いた話です)しかしながら、調査に参加できなかった家庭も多々あることを考えれば、「ニーズ」調査は2000世帯でも少ないのではないのでしょうか？こうした長期の計画に関することはぜひ全家庭に調査をしていただきたいと思います。また潜在的な待機児童は現在予測している数よりはるかに多いと思われます。潜在的な数を含めて考慮して、認可保育園の新規増設をしていただきたいと思います。(認証や小規模保育ではないですよ！認可保育所です！)</p> <p>②保育料については大きく変動しない額となる、とありますが来春から始まる新システムなのにまだ保育料が決まっていないということでしょうか。変更となるのであれば、その大小に関らず、事前に告知説明をするのが行政というものではないのでしょうか。決まったからこれで、という一方的なやり方には疑問を感じます。十分な告知説明時期を設けた上での実施、もしくは保育料については値上げをしないで下さい。</p> <p>③保育時間の認定は柔軟性をもって検討して下さい。短時間保育認定で延長保育にならざるを得なくなった場合、標準時間認定より保育料が上回ることはないようにして下さい。</p> <p>④全ての子どもに平等に保育の保障、子育て支援を行う観点から、通う園によって子どもが受ける処遇に格差が生じないように、十分な議論、さらなる検討を進めて下さい。</p> <p>⑤学童の延長保育も検討されていたと思いますが、そちらはどうなっているのでしょうか？引き続き検討をお願い致します。</p>	<p>①ニーズ調査は2000世帯に配布、回収率は44.8%でありました。この回答数は就学前児童数の約16%にあたります。なお、ニーズ調査については、市内の子どもの保護者の就労希望や施設、事業の利用希望も反映し、潜在的ニーズも把握できるように設定されております。また、保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。</p> <p>②4月からの保育料や延長保育料等については、なるべく早い時期にお示しできるように、努力してまいります。なお、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の観点からの保育料見直しについては、今後、子ども・子育てで会議にて検討を重ねてまいります。</p> <p>③ご意見として承ります。</p> <p>④「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」では、「子ども・子育て支援法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを旨とする必要がある。」と示されております。については、この理念に基づき、子育て支援策等の検討を進めてまいりたいと考えております。</p> <p>⑤学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p>
55	・幼児期の教育・保育(20ページ)	<p>保育園について、5年以内に待機児童を減らすために、公設園廃園一民設園を新園として開園だと、時間がかかります。公設園存続させ、新園を民設で開園していく方向がよろしいかと思えます。よろしくをお願いします。</p>	<p>保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。</p>
56	・その他(学童保育所)	<p>平日、19時まで学童を開いて欲しい。18時までと都内在住のママ達に言うのと短すぎると啞然とされます。都心まで通勤しているの、通勤時間もかかります。その分、遅くまで預かって頂かないと仕事になりません！18時までだと子どもを1人で帰宅、留守番させなければならず、安全面で心配です。何かあったとき、行政は責任をとってくれるのでしょうか？安部首相は女性の社会進出をと言っていますが、この時間まででは子育てと仕事を両立できません！！！！</p> <p>また、春休みや夏休み、土曜日の開始を8時にしてほしい。上記も会社の始業は変わりません！終了時間も会社は変わらないので、通常と同じ時間まで預かってほしいです。子育てと仕事を両立したいです。税金も払います、将来の日本の担い手となる子供を一生懸命育てますので、どうかお願いいたします！！！！</p>	<p>学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p>
57	・放課後児童健全育成事業(30ページ) ・その他(学童保育所)	<p>①●学童についての意見です。現在、定員以下ですがそれでも小学生が活動するにはとても狭いように思えます。実際に子どもたちが活動している場に行くと定員を決めているのでしょうか？</p> <p>②●学童の対象を4年→5年→6年と順次、拡大するのではない計画ということでしょうか？いきなり6年までとなって、現場の対応はどのようにするのが事業計画からは見えません</p> <p>③●6年生までになった場合に、高学年の体は大きいので今までの定員を見直す必要があると思えます</p> <p>④●定員を超えるということは、今年度、学童に通えていても来年度はわからないということですか？</p> <p>⑤●障害を持っている子どもへの対応についての計画はどのようにしているのかわからない</p> <p>⑥●現在、待機の方がいると聞いています。来年、自分が待機になるのではないかと不安です。来年度の待機の解消の計画はどのようになっていますか？</p> <p>⑦●定員を超える希望があった場合、どのように決めるのでしょうか？保育園のような点数制で決めるのでしょうか？</p> <p>⑧●事業計画の学童について、人数のことにか載っていない。保育時間や保育料などについての計画はどのようにしているのかの説明がない</p> <p>⑨●事業計画のHPを見ました。定員をこえるかどうかの表はありますが、保育時間の延長のことや棚上げになっている保育料のこととかはどうなっているのかわかりません</p> <p>⑩●事業計画を見ると学校施設を借用となっていますが、学校に余裕教室は確実にあるのかが不安です。学校公開などで学校に行くところクラスの教室以外の教室のそれぞれ活用されているように思います</p> <p>⑪●各学校に特別支援教室ができるかと聞いています。今ある余裕教室は特別支援教室に利用されるのではないのでしょうか？</p> <p>⑫●事業計画を見ましたが、学童保育の時間延長についての計画がありません。時間延長は考えていないということでしょうか？そうすると、保護者のニーズに応えていないように思います</p> <p>⑬●夏休みや冬休み、春休みの学童の始まる時間を、普段の学校の始まる時間に合わせしてほしい</p>	<p>①③設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で定員を設定しております。</p> <p>②⑥⑦⑩⑪学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。また、定員を超える場合においては、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p> <p>④学童保育所の場合は保育所と違い、継続という考えはございません。このため、申し込み期限内の方で、東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき、決定してまいります。</p> <p>⑤⑮⑰食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>⑧⑨⑫⑬⑭学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。また、保育料の見直しについては、今後、子ども・子育てで会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の観点から検討を重ねてまいります。</p> <p>⑯⑰児童福祉法の改正により、全国的に放課後児童健全育成事業の対象児</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
	・教育・保育および子ども・子育て支援事業の提供区域 (19ページ)	⑭●土曜日の開所時間延長については計画にないのか？毎年、学童連合会で保護者の要望アンケートを取っている。土曜日の延長についてはかなりの人数の方が希望しているが、そのことを知っているのか。子ども・子育て会議に学童連合会から委員が出ているのであるなら、きちんと学童関係者の声を聴くべきである ⑮●6年生まで対象を広げるとなると、今まで東久留米で行ってきた学童保育実践のあり方の見直しも必要になると思います。今までは3年生をリーダーにして縦割りの良さを生かして実践されてきました ⑯●6年生までになったということを知らなかった。どのように知らせているのか？ ⑰●6年生までとなると、イスや机の大きさも6年生に合わせてものを用意する必要があります。また、遊びの道具も学年相当のものが必要になるのではないのでしょうか？それらが用意されないで6年生の利用は難しく、「絵に描いた餅」になります。その辺りの計画が見えてきませんか ⑱●6年生になるというのはいつ決まったのでしょうか？今の3年生は「今年度でおしまい」ということが前提で活動が行われてきたと思います。そのことへの対応はどのようになっているのでしょうか？ ⑲●事業計画のP19の子育て【市内関連施設地図】を見ると小学生の子どもが安心して過ごせる場所の少なさがわかります。児童館設置の計画はないのでしょうか？ ⑳●「ニーズ調査の結果」のP18にある「放課後子ども教室」を希望している方がいますが、「放課後子ども教室」の計画はないのでしょうか？ ㉑●学童保育の質の向上についてはどのような計画なのでしょう？(量のことについてのみなので)質についての事業計画が第2弾で出されるのでしょうか？	童が小学生とされたところですが、パンフレットや新制度実施に伴う市民説明会にて市民の方に周知するとともに、平成26年12月1日の「広報ひがしるめ」において、入所対象となるのは「平成27年4月1日時点における小学生」としてご案内をしております。今後とも、市報・ホームページなどで情報提供に努めてまいります。なお、入所案内・東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口で準備するとともに市のホームページにも掲載しております。 ⑰入所状況を考慮し、購入を検討してまいります。 ⑱本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきますが、児童館事業については、児童館を活用し実施されている事業の内容から、機能面に着目すると、地域子育て支援拠点事業として包まれるものと考えております。 ⑳放課後等に子どもたちの居場所をつくるため、全児童を対象に校庭や教室を開放し、スポーツや文化活動ができるようにする取り組みである放課後子ども教室に関しては、教育委員会生涯学習課が計画してまいります。
58	・その他(学童保育所)	①災害時、学級閉鎖時の登所時間をずらす措置がどうしても納得いきません 学童へ行く子は親がいない為預けるのに時間をずらすは意味もなく、一人で登所させるには通学路、あまりに危険すぎます ②土曜日の預ける時間を長くして下さい	①台風の時など、学校が休校になった場合は、児童の安全上、可能な範囲で家庭保育をお願いしています。家庭保育が困難な児童は、緊急対応として学童保育を利用することができますが、出席する場合は必ず学童保育所に連絡をしていただき、送迎をお願いしております。また、学級閉鎖時には、通常どおり登校する児童と学級閉鎖のクラス児童との接触を避け、感染予防を図るため、登所時間をずらしております。 ②学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。
59	・放課後児童健全育成事業(30ページ) ・その他(学童保育所) ・その他	●学童についての意見です。 ①●学童の定員がオーバーする場合、余裕教室を学童で利用するのは、活動場が二手に分かれてしまい、問題があります。それに対する対応の方法について詳しく検討して下さい。 ②●事業計画を見ましたが、学童保育の時間延長についての計画がありません。対応して下さい。 ③●学童の開所時間・閉所時間についての計画を詳しく発表して下さい。 ④●学童の保育時間延長を計画に盛り込んで下さい。⑤また、学童の先生を正規職員に採用してください。 ⑥●夏休みや冬休み、春休みの学童の始まる時間を、普段の学校の始まる時間に合わせして下さい。 ⑦●学校休業日の学童を8:00からにしてほしい。 ⑧●夏休みや冬休み、春休みの学童の始まる時間を、早めて下さい。 ⑨●土曜日の開所時間延長をお願いいたします。 ⑩●土曜日の学童の開所時間を平日と同じにして下さい。 ⑪●東久留米市は児童館を増やして下さい。 ⑫●「放課後子ども教室」の計画はどのようになっているのでしょうか？ ⑬●今、発達障害をもつ子どもに対する対応スペースを学童に用意してください。	①学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。 ②③⑥⑦⑧⑨⑩学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。 ④本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」には、国が定める範囲の内容に加え、職員の資格等、当市の基準を設けております。また、開設時間等につきましては、学童保育所の設置条例や施行規則等に記載しております。 ⑤現在、学童保育所の職員においては、有資格者の嘱託職員と、保育補助として臨時職員を配置しております。正規職員の採用予定はございません。 ⑥本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきますが、児童館事業については、児童館を活用し実施されている事業の内容から、機能面に着目すると、地域子育て支援拠点事業として包まれるものと考えております。 ⑦放課後等に子どもたちの居場所をつくるため、全児童を対象に校庭や教室を開放し、スポーツや文化活動ができるようにする取り組みである放課後子ども教室に関しては、教育委員会生涯学習課が計画してまいります。 ⑧専用のスペースはありませんが、対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、今後とも職員の資質向上を図ってまいります。
60	・その他(学童保育所) ・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他	①●学童は、6年生まで入れることになったら、体格の違う、遊びも違う1年～6年生を同じ施設で保育できるのか？それぞれ、定員は限定するのか？先生方の対応も大変になるだろうし、同じ施設で保育可能か？心配です。 ②●夏休みなどの長期休みのみの利用を可能にしてほしい。 ③●長期休みは利用時間を前後延ばしてほしい。 ④●平日、土曜の利用時間を延ばしてほしい。せめて19時まで。土曜日でも平日と同じだけの仕事をしている家庭は多くあるのではないだろうか？ ⑤●そもそも、事業計画に学童関連のことが少なすぎないか？全く情報がなく今後のことが予測つかず困る。 ⑥●学童の待機児童になった場合、近くの児童館に行くことになるが、児童館が少ないせいか、児童数が多いと聞いている。十分に遊べないとも聞いている。大丈夫なのか？結局行き場所がなくなるのではないかと心配。 ⑦●下の子が待機児童であるが、本当に解消するつもりか？認可保育園に入れたくても入れない。たった1園の増設では何の解消にもならない。同じ規模ならあと2園は増設すべき。	①学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。また、食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。 ②長期休業期間(夏休み・冬休み等)のみの利用は入所要件に該当しておりません。 ③④学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。 ⑤本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」には、国が定める範囲の内容に加え、職員の資格等、当市の基準を設けております。また、開設時間等につきましては、学童保育所の設置条例や施行規則等に記載しております。 ⑥本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきますが、児童館事業については、児童館を活用し実施されている事業の内容から、機能面に着目すると、地域子育て支援拠点事業として包まれるものと考えております。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
		<p>保育ママや認証保育所では解消しきれない。 ⑧・保育園も、学童も、障害児のことが抜けていないか？</p>	<p>⑦保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。なお、保育サービスについては、第一義的には平成29年度までに待機児童が解消できるよう、努力するとともに、そのことを目標として計画を策定しております。 ⑧障害児保育等、特別な支援を要する児童への施策については、東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)34ページ～35ページに記載しております。</p>
61	<p>・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他</p>	<p>①・待機児童の解消は、認可保育園の増設を中心に行って欲しい。その場しのぎの対策ではなく、長期的に考えて、東久留米市の財産になるような、地域に根ざした保育園をきちんと確保して欲しい。 ②・市内の全ての子供が受ける保育の質が保育園の規模や形態によって変わらないよう、市が責任を持って全ての園の実態を把握し、質の向上に務めて欲しい。 ③・市として子供達に受けさせる保育の質とは何なのか、きちんと明文化して市民に示して欲しい。その場合国の基準に順ずる、といった漠然としたものではなく、市としてどこに力を入れているのか、予算をさいているのかなどが分かるような、具体的な質の中身を示して欲しい。 ④・先日の新制度説明会で保育課長は平成29年度までに待機児童ゼロを目指すと言っていたが、その時点で待機児童を何人と見込んでいて、具体的にどのような形態の園がその待機児童を引き受けるのか、具体的な計画を示して欲しい。</p>	<p>①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②子ども・子育て支援新制度では、保育サービス等の量の拡充と質の向上に向けた取り組みを推進してまいります。 ③ご意見として承ります。 ④本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における量の見込みと提供体制の確保目標を示しております。したがって、(各年度の量の見込みの数値)－(各年度の提供体制の数値)＝(各年度の待機児童予測数)となります。なお、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。</p>
62	<p>・その他(学童保育所) ・その他</p>	<p>先日学童の申込書を見て、来年度から対象が6年までと知り驚きました。年齢拡大の意見を出し希望がかなったのは嬉しいのですが、急な変更で驚いています。 ①順次拡大ではなく、いきなり6年までokとなり、現場の対応や内容は大丈夫なのでしょうが、質を落とさずに年齢拡大するのが希望ですが、そのあたりの説明は事業計画からわかりません。せっかく拡大していただけるのであれば、もう少し説明を頂きたいです。 ②現在小3年生の保護者が学童の卒業に向けていろいろな準備をしています。今後6年生までとなると、学童内のプログラムも、親の係り決めなども変わってくると思われ、子供たちの役割分担も変わってきます。今後どのように年齢拡大について対応予定なのか教えてください。 ③また、先日市報で滝山児童館が西部地域センターではなくてしまうと書いてあり、ショックを受けています。柳屋や下里にはもともと子供の遊び場が少なく、クスギ児童館も滝山児童館もなくなってしまうのは、益々子供たちの遊ぶ場所がなくなってしまいます。近所でないと利用しにくく、ほかの場所へ行くことは難しいです。滝山は図書館もあり、高齢者の方々とのコミュニケーションも取りやすい場所なので、児童館として最高の場所だと思っていました。ぜひ移転はせず、そのまま児童館を存続させてください。</p>	<p>①②学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。また、定員を超える場合においては、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。 ③本計画は、「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」を参照し、幼稚園・保育所などの特定教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業・放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載してまいります。児童館事業については、児童館を活用し実施されている事業の内容から、機能面に着目すると、地域子育て支援拠点事業として包まれるものと考えております。</p>
63	<p>・その他(保育利用) ・その他</p>	<p>①ただ待機児童を減らすということだけでなく、東久留米市が誇る保育の質を下げないよう計画の策定をお願いします。 ②いつでも子供が庭で遊んだり、散歩に出かけていきやすい環境を整えてください。 ③給食は園常駐の管理栄養士の管理の元、安心安全な給食を食べさせるようにしてください。 ④子供を保育園に預けたい親のニーズは様々です。時間外保育など、フレキシブルに対応できるシステムの構築を検討してください。</p>	<p>①子ども・子育て支援新制度では、保育サービス等の量の拡充と質の向上に向けた取り組みを推進してまいります。 ②ご意見として承ります。 ③ご意見として承ります。 ④市内の保育園では延長保育を実施している施設があります。ご意見として承ります。</p>
64	<p>・その他(学童保育所)</p>	<p>①学童の始まる時間を7時から終る時間を19時までと要望します。②また土曜日と同じくです。6年生までの学童受け入れが決まり注目がそちらに行っていますが、現状今ある事の問題点も 実際世間の労働環境を鑑みて早急によりしくお願いいたします。</p>	<p>①②学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に決めていく予定であります。</p>
65	<p>・放課後児童健全育成事業(30ページ) ・その他(学童保育所)</p>	<p>●学童についての意見です。①現在、定員以下ですがそれでも小学生が活動するにはとても狭いように思えます。実際に子どもたちが活動している場に行くと定員を決めているのでしょうか？ ②●学童の対象を4年→5年→6年と順次、拡大するのではない計画ということでしょうか？いきなり6年までとなると、現場の対応はどのようにするのが事業計画からは見えません。 ③●6年生までになった場合に、高学年の体は大きいのでこれまでの定員を見直す必要があると思います。 ④●定員を超えるということは、今年度、学童に通っていても来年度はわからないということですか？ ⑤●学童の「利用希望者が現在の定員を超える見込み」ということですが、どのような根拠で定員を超えると考えたのか？ ⑥●学童の定員では、かなり多いと思います。 ⑦●学童保育を今後どのようにしたいのかがこの事業計画ではわからない。量のことしか載っていない。 ⑧●障害を持っている子どもへの対応についての計画はどのようにしているのかわからない。(どのようにしていますか？) ⑨●現在、待機の方がいると聞いています。来年、自分が待機になるのではないかと不安です。来年度の待機の解消の計画はどのようになっていますか？ ⑩●定員を超える希望があった場合、どのように決めるのでしょうか？保育園のような点数制で決めるのでしょうか？ ⑪●事業計画の学童について、人数のことしか載っていない。保育時間や保育料などについての計画はどのようにしているのかの説明がない。 ⑫●事業計画のHPを見ました。(正直、難しい言葉が並んでいてよくわかりません…)学童保育については、定員をこえるかどうかの表はありますが、保育時間の延長のことや棚上げになっている保育料のことなどはどうなっているのかわかりません。 ⑬●学童の定員がオーバーすると知って驚いています。事業計画を見ると学校施設を借用となっていますが、学校に余裕教室は確実にあるのかが不安です。学校公開などで学校に行くクラス以外の教室のそれぞれ活用されているように思います。</p>	<p>①③⑥設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で定員を設定しております。 ②⑨⑩⑬⑭学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。また、定員を超える場合においては、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。 ④学童保育所の場合は保育所と違い、継続という考えはございません。このため、申し込み期限内の方で、東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき、決定してまいります。 ⑤学童保育の4～6年生の「量の見込み」については、本計画の8ページに記載しております。市立小学校2年生の子どもを持つ保護者への匿名調査を基に、推計を行っております。ニーズ調査については、市内の子どもの保護者の就労希望や施設、事業の利用希望も反映し、潜在的ニーズも把握できるように設定されております。 ⑥本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。 ⑧対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなど、今後とも職員の資質向上を図ってまいります。 ⑩⑫学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に決めていく予定であります。また、保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
		<p>14●東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画において、各学校に「特別支援教室」を設置するとなっている。その中で、学童保育へ学校の余裕教室を借用することは可能なのか？</p> <p>15●各学校に特別支援教室ができると聞いています。今ある余裕教室は特別支援教室に利用されるのではないのでしょうか？</p> <p>16●学校公開に行くと余裕教室はないと思います。高学年女子の更衣室なども必要です。</p>	<p>適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。</p> <p>14)15)学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p>
66	<p>・幼児期の教育・保育(20ページ)</p> <p>・その他(保育料)</p> <p>・その他</p> <p>・放課後児童健全育成事業(30ページ)</p> <p>・その他(学童保育所)</p>	<p>1○認可保育園を増やしてください。</p> <p>2○保育料を上げないでください。</p> <p>3○認可外助成を出してください。</p> <p>4○数字のみではなく、保育園の数など具体的に待機児童の解消を挙げてください。この素案では全く理解も納得もできません。</p> <p>5○前回の説明会は、理解できませんでした。新制度開始前にもう一度説明会を行ってください。</p> <p>6○子ども子育て会議では、値上げの話も出ていると聞きました。保育園の増設はなく、小規模保育のみでの待機児童解消ということですが、こんなに待機児童がありながら解消策にはなり得ません。これだけ子育て世代と市の感覚がずれている市はないのでは？産みたいけど保育園入れないからと諦めてる世帯は多いです。市はどのように考えていますか？これで待機児童解消をうたって民営化はもう通用しません。</p> <p>7○学童は、6年まで可能になるのであれば、先生はどうなりますか？施設はどうなりますか？</p> <p>8○時間を延ばしてください。</p> <p>9○学童の待機児童解消はどのような策がありますか？</p>	<p>1)6)保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。</p> <p>2)保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。</p> <p>3)認可外保育施設保護者助成金については、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。</p> <p>4)本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。</p> <p>5)10月には幼稚園などの入園募集時期に合わせて、支給認定申請などに係る市民説明会を実施いたしました。さらに、施設の希望に応じ、幼稚園の入園希望者や在園児、公立保育園の保護者向けに説明会を行っています。この中で、今回の本計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しておりますので、本計画に関する説明会の予定はございません。</p> <p>7)食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>8)学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p> <p>9)学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。</p>
67	<p>・幼児期の教育・保育(20ページ)</p> <p>・その他(学童保育)</p> <p>・その他(保育料)</p> <p>・その他</p>	<p>素案を見ましたが、これからの東久留米の保育がどう計画されていくのかわかりにくいと思いました。</p> <p>1)待機児は潜在的には現在を超えようと考えられます。もっとたくさんの施設が必要だと思います。認可保育園の建設も必要です。</p> <p>2)小規模保育や家庭的保育では8時間の保育になっています。8時間以上の保育を望む場合の手だてはどうなっているのでしょうか。</p> <p>3)市立保育園の全園民営化ではなく、公設公営による保育の質を守ってください。</p> <p>4)学童保育の将来の展望がわかりません。ただ学童を安全に見守るだけの学童保育になっていくように思えます。学童保育で育つ子どもたちの姿をとられるように、学童保育の目的を明記してください。</p> <p>5)学童の保育料は保護者の負担が大きくなりすぎないように、細かく手当てできるような体系をつくってください。</p> <p>6)障害をもつ子どもたちの保育・学童保育については、職員配置を多くして細かく手当てできるようにしてください。</p>	<p>1)2)3)保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。</p> <p>4)学童保育の目的としては、児童福祉法に基づき、30ページに記載のあります「保護者の就労などの理由で、放課後や長期休業中に保護者不在の小学生に対して、自主性、社会性及び創造性の向上や基本的な生活習慣の確立等を図り、健全な育成を図る」ものです。</p> <p>5)保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。</p> <p>6)ご意見として承ります。</p>
68	<p>・その他(学童保育)</p>	<p>学童保育所へ通わせている保護者です。</p> <p>急に学童保育所への利用枠を6年生に広げましたが、何の準備もないまま実施することに不安を感じます。定員を超える希望数だった場合はどうするのでしょうか？施設の確保も難しいですし、人材の確保もそんなに急にできるものではないので、難しいのではないのでしょうか？詳しくどこまで考えられているのか聞きたいです。</p>	<p>学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。また、定員を超える場合においては、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準等に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
69	<p>・その他 ・ニーズ調査の結果(8、12ページ) ・教育・保育および子ども・子育て支援事業の提供区域(19ページ) ・幼児期の教育・保育(20ページ) ・地域子育て支援拠点事業(26ページ) ・放課後児童健全育成事業(30ページ) ・その他(学童保育) ・その他(保育料)</p>	<p><一般的なこと> ① 本パブリックコメントについて、広報ひがしくろめ11月15日号への掲載はありましたが市ホームページのトップページにおいて表記が見当たりませんでした(もちろん、みなさんの声→パブリックコメント→実施情報、と辿れば出てきますが)。ほぼ同時期に行われているバブコメを例にあげると、トピックスに「新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」「旧大道幼稚園跡の新たな利活用案」が、新着情報に「第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画(素案)」「地域包括支援センターおよび指定介護予防支援事業運営基準などを定める条例(案)」などがあるにもかかわらず、市民からの意見募集をする内容に軽重があらうはずがありません。また表記も見やすく統一させる必要があると思いますがいかがでしょうか。 ② 市内子育て関連施設について素案19頁に施設地図がありますが、丁寧さに欠けると感じます。わが子が通う施設が、これから通うことを検討している施設などが、どれに当たるのか？これだけで理解できるとは到底思えません。昨年実施されたニーズ調査の際に具体的な施設名と分類が分かる資料(○保育園は認可保育所、等)が添付されていたように記憶しています。そういったものを素案に含めるか、もしくは参考資料としてせてホームページ上ですぐに確認できるようにしていただく方が、より具体的かつ切実な意見が集まるのではと考えますがいかがでしょうか。 ③ 事業計画についての市民に対する説明会が必要と考えます。パブリックコメントを受けて、事業計画に多少なりとも反映されるものと期待しております。しかし分かり辛い内容であることにより変わりはありませんが、10月下旬に行われた新制度についての説明会のような形で、市民に対し説明する場を設けて頂くことを強く切望いたします。</p> <p><ニーズ調査の結果> ④ 8頁(3)①で、未就学児へのニーズ調査配布数及び回収率の記載がありますが、全対象児数の表記がありません。向②では対象家庭数の表記がありますので、たとえば、「〇月△日時点で〇～5歳児が△人おり、その内無作為抽出による2,000人の保護者を対象とした」というような表記に変更することは出来ないでしょうか。 ⑤ 18頁で就学後の放課後の過ごし方についての表があります。平成26年度現在、市では「放課後子ども教室事業」を行っていないにもかかわらず、選択肢に入っているのはいかがなものかと思えます。また「児童館」もニーズ調査時点より1館減少しており(更に、今後再編成される可能性もあり)日常的に利用可能な距離に存在していない可能性も考えられます。本制度の13事業に含まれていない放課後子ども教室や児童館ではありますが、実現されるか不透明であったり、統廃合により利用しづらくなる環境が考えられる状況のなか、そういった場合の「放課後の過ごし方＝利用希望」についての見通しはどのようになっているのでしょうか。</p> <p><幼児期の教育・保育提供体制の確保内容およびその実施時期> ⑥ 21頁の確保方針についての説明※3に「認証保育所」の表記があります。認証保育所制度は、東京都独自のもので新制度にはのらないはずなのに、確保方針に含まれているのは違和感を感じます。平成27年度以降、認証保育所の制度そのものがどのようにしていくのか、また東久留米にある認証保育所は今後どのような運営形態になっていくのか、それらを明確にする必要があるのではないのでしょうか。 ⑦ 21・22頁の確保方針について、たとえば3号認定の0歳児が平成28年度165人→平成29年度183人(+18人)など、数字が動いている箇所について、どのような根拠があるという数字が算出されているのでしょうか。具体的な内容は示して頂きたいと思えます。 ⑧ 量の見込みが確保方針を上回っている年度があります(平成27・28年度)。これらについて、速やかに、施設を増やす対策は講じられないのでしょうか。預けられなければ復職出来ないかもしれない、就職できないかもしれないのです。どういった施設が求められているのか、ニーズ調査や現状の待機児童数等から読み取れるものがあるはずですが、少しでも早く、必要とされる施設の増加が出来るような計画にしてください。</p> <p><地域子育て支援拠点事業・病児保育事業> ⑨ 利用したくても交通網の不便などで利用できない方や、施設利用について情報が不十分であったり利用に至らない方も多くいると感じます。大きな施設を1つ作るより、利便性を考慮して施設数を増やすことを検討してください。</p> <p><放課後児童健全育成事業> ⑩ 平成25年度実績では待機児童はいなかったとのことですが、平成26年度は数名の待機児童が発生したと聞いています。平成27年度スタート時点での待機児が出来る限り発生しないよう、どのような対策をお考えでしょうか。 ⑪ 今後の方向性で、放課後に余裕教室が活用できるよう目指す、とあります。(各校の児童数は様々ですが)大規模な宅地開発などがあると小学校の児童数とともに学童保育に通う子どもも増加します。余裕教室は本当に確保できるのでしょうか？ ⑫ (今後の方向性)さらに、6年生までが受け入れ対象となりましたが、高学年の保育の経験を持っている指導員はいらっしゃらないのが現状です。発達・発育・性差もある時期です。現状の環境での受け入れ開始はとも不安ですので、具体的な方策が分かるようにしてください。 ⑬ 余裕教室の利用についてですが、これは学童保育の専用室になる(第二又は第三学童)と捉えて良いのでしょうか？職員配置も、今までと同様になりますか？ ⑭ (余裕教室)低学年の放課後は、高学年の授業時間と重なる部分があります(6時間目など)。学童は第二の我が家、生活の場です。じっとだまって静かに座っているだけではありませんので、授業時間中についてどのように対応されるのでしょうか？</p> <p><その他/学童保育について要望> ⑮ 子ども・子育て会議において、保育料についての話し合いもされているところですが、学童保育利用料についてはどのようにしていくのでしょうか。社福審にて検討した経過もありますが、その当時は新制度及び消費税の動向など多少なりとも変化もありましたので、是非改めて議論をしていただきたいと思えます。また、その際に保育時間の拡大についても検討をお願いします。</p>	<p>① 市ホームページのトピックスの掲載方法や運用については、担当所管課と調整検討してまいります。 ② 本計画は、「子ども・子育て支援法」に規定する法定計画であり、「子ども・子育て支援法」に基づく基本的な指針を参照し、教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業の見込み量と確保の内容などを記載し策定していきます。事業や施設案内とは一線を画しておりますが、本計画(5～7ページ)(20～32ページ)との一連の関係でご理解いただき、素案には含められません。パブリックコメントの資料としてのご意見は今後の参考にさせていただきます。 ③ 本計画の策定にあたっては「東久留米市子ども・子育て会議」に意見を聴きながら進めています。また、10月には幼稚園などの入園募集時期に合わせ、支給認定申請などに係る市民説明会を実施いたしました。さらに、施設の希望に応じ、幼稚園の入園希望者や在園児、公立保育園の保護者向けに説明会を行っています。この中で、今回の本計画(素案)に対するパブリックコメントを実施しておりますので、本計画に関する説明会の予定はございません。 ④ 本計画8ページの表記をご意見を踏まえ検討させていただきます。 ⑤ ニーズ調査については、国の通知を基に「東久留米市子ども・子育て会議」での審議を経て実施しております。調査時においては放課後子ども教室の説明を付すとともに、放課後の過ごし方の調査結果から算出されるニーズは、このことを踏まえた上で放課後児童健全育成事業などの地域子育て支援事業(13事業)に対するものでありますので、ご理解いただきたいと考えております。 ⑥ 国から示されている子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、「当分の間、市町村または都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設等による保育の提供体制の確保について記載することを可能とする」とこととされているため、定期利用保育及び認証保育所を確保方針として記載したものであります。 ⑦ 本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。 ⑧ 保育サービスについては、第一義的には平成29年度までに待機児童が解消できるよう、努力するとともに、そのことを目標として計画を策定しております。 ⑨ 地域子育て支援拠点事業については、現行の事業実施により「量の見込み」に対応できると考えており、今後も利用状況、利便性などを踏まえ内容について検討してまいります。病児・病後児保育につきましては、今後の需要量を現行の供給体制で賄えるため、このような計画はいたしません。利用状況を踏まえ利便性の向上に努めてまいります。また、これらの事業を含めた子育て関連施設については、利用者支援事業などを活用し、市民等への事業周知、情報提供を行ってまいります。 ⑩⑪⑬ 学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。職員配置につきましては、児童15名に対して、嘱託職員1名の現状と同様で行ってまいります。 ⑫ 食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。 ⑬ 放課後の利用となることから、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。 ⑭ 保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。また、学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。</p>

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
70	・その他(学童保育所)	子ども・子育て支援事業計画を拝見しました。定員など量のことが載っていますが、学童保育を今後どのようにしたいのかがこの事業計画ではわからない。学童保育を利用している保護者としては①延長保育ができるのかや②6年までの受け入れで問題がないのか心配です。	①学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。 ②学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。また、食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。
71	・その他(学童保育所)	①来年度から6年生までの学童受け入れが決まったようですが、具体的な事が何一つ伝わって来ません。うちの子供はまだ低学年なので6年生のダイナミックな遊びに翻弄巻き込まれてケガをしたら…と思うと学童をやめたほうがいいのでは？と思います。早急な情報の提供をお願いいたします。②また事件事故あっては大変です。人、施設の十分な手当てをお願いいたします。	①食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。 ②設備の基準として、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」により専用区画の面積は、児童一人あたりにつき、おおむね1.65㎡以上となっており、その基準の範囲で対応していきます。
72	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(保育料) ・その他(学童保育所) ・その他(保育利用) ・その他	①予想される保育人数は認可保育園の増設によって確保して下さい。公立園を民営化して保育人数を増やすのではなく、新規に認可保育園を増設するようにして下さい。また、具体的にどのような施策をお持ちなのか、明示して下さい。 ②多少の変動であっても保育料の値上げには反対です。 ③学童保育の延長保育はどうなっているのでしょうか。しっかり検討して実施して下さい。 ④新制度に移行するにあたって、東久留米市独自の予算はどれくらいになるのでしょうか。 ⑤保育時間の認定は柔軟性をもって検討して下さい。 ⑥全ての子どもに平等な保育の保障、子育て支援を行うために園によって子どもが受ける処遇に格差が生じないように十分に議論を重ね、検討して下さい。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。 ②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ③学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。 ④国や東京都の予算については、一般財源化や包括補助とされたものがあり、市独自の予算の定義にもよりますが、新制度の移行に関連する国や東京都の補助の動向を踏まえ、現在予算編成中であります。 ⑤ご意見として承ります。 ⑥「子ども・子育て支援法に基づく基本的な指針」では、「子ども・子育て支援法の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。」と示されております。については、この理念に基づき、子育て支援策等の検討を進めてまいりたいと考えております。
73	・その他 ・その他(保育料) ・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(学童保育所)	①●大道幼稚園を保育園に活用して待機児童解消して下さい。 ②●保育料の値上げはしないで下さい。 ③●認証保育所、保育ママ(etc小規模保育施設)での待機児童解消は、数字のごまかしです。保護者の願いは、認可保育所です。認可保育所の増設で解消策を出して下さい。これ以上、弾力化はしないで下さい。もう限界です。 ④●学童は6年生まで利用可能になると聞きましたが、定員がいっぱいのところはどようになりますか？1年生は優先的に入れて欲しいです。 ⑤●認可外保育施設に預けている世帯に補助金を出して下さい。	①ご意見として承ります。 ②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ③保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。なお、定員の弾力化による受け入れについては、保育の質を確保することを前提として各保育園と調整してまいります。 ④学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。また、定員を超える場合においては、1年生から3年生、4年生以上の障害をお持ちのお子さん、4年生から6年生の順に東久留米市立学童保育所入所基準に基づき決定してまいります。東久留米市立学童保育所入所基準につきましては、窓口での閲覧と共に市のホームページにも掲載しております。 ⑤認可外保育施設保護者助成金については、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
74	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(保育料)	①●量の確保は、認可保育所を中心にしてほしい。 ②●何年度にどんな施設を開設するかなど、わかりやすく計画して下さい。 ③●保育料について値上げをしないで下さい。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。 ③保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
75	・その他(保育料)	●保育園や学童・認証保育所の保育料負担軽減に努めてください。	認可外保育施設保護者助成金の創設や保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
76	・ニーズ調査の結果(8、12ページ) ・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(保育料) ・その他(学童保育所)	①●潜在的な待機児童は大変多いと思います。それをふまえ、施設の増設を検討してください。②また、量の確保は認可保育所を中心にしてください。認証保育所に頼らない事業計画にしてください。③認証保育所では、新制度の給付がなく、高い保育料になりますので、保育料の助成を実現してください。④何年度にどの様な施設を開設するかなど、わかりやすく、計画をお願い致します。⑤●学童保育の計画策定にあたっては、量と質を確保してください。⑥又、学童保育の終了時間について、現行の時間より遅い時間まで預かっていただけないか希望致します。せめて低学年のうちだけでも。その実現までの代替案の提示もわかりやすく周知、公告してください。	①②ニーズ調査については、市内の子どもの保護者の就労希望や施設、事業の利用希望も反映し、潜在的ニーズも把握できるように設定されております。また、保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。③認可外保育施設保護者助成金については、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。④本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。⑤本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。また、学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。さらに、食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。⑥学童保育所の延長保育については、今後、利用を希望する保護者等とも協議しながら検討し、別に定めていく予定であります。
77	・幼児期の教育・保育(20ページ)	●東久留米は今、沢山のマンション・戸建てなど増えて子育て層が多いなか、保育所が少なすぎる(認可)人口が増えたぶん、それなりの施設を考えて欲しいです。これでは、子供を欲しくても、保育園が入れないとかで躊躇してしまいます。きちんとした市の考え、具体策を教えてください。	保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。
78	・その他	新制度によって、保育の質が現状と変わって悪くなったりする事はないのでしょうか？新制度の具体的な変更を知りたいです。	子ども・子育て支援新制度では、保育サービス等の量の拡充と質の向上に向けた取り組みを推進してまいります。今後とも新制度の情報については、利用者支援事業を活用していくとともに市報・ホームページ、パンフレット等で情報提供に努めてまいります。
79	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(学童保育) ・その他(保育料) ・その他(保育利用)	①認可保育所を増やし、保育の質を下げないで下さい！！②学童保育についても、子供たちの安全第一、質(職員)が決まれば下がることはないと思います！③保育の問題は国の根幹に関わる。保育の質、量確保について、もっと具体案を出して下さい。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけでなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。なお、子ども・子育て支援新制度では、保育サービス等の量の拡充と質の向上に向けた取り組みを推進してまいります。②食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。③本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。
80	・その他(保育料)	保育料の値上げをしないで。	保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
81	・病児保育事業(27ページ) ・その他(保育料) その他(学童保育)	①病児保育の施設が不足しています。実状に見合う保育時間の設定も検討して下さい。②保育園、学童保育の保育料の負担軽減に努めて下さい。③学童保育の質、量を確保し、希望者全員が預けられる様にして欲しい。	①病児・病後児保育につきましては、今後の需要量を現行の供給体制で賄えるため、このような計画といたしました。現在、市内で病児・病後児保育を行っている施設では、午前9時から午後5時まで保育を受けることができます。②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。③本計画では放課後児童健全育成事業(学童保育)の「量の見込み」に対して、平成27年度～平成31年度までの「確保方策」について各小学校地区ごとに示しております。また、学童保育所の定員やスペースの問題もありますが、低学年と高学年の保育を分散するなど、教育委員会・学校とも協議しながら、余裕教室や特別教室の活用などで場の確保ができるよう努めてまいります。さらに、食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
82	・幼児期の教育・保育 (20ページ) ・その他(保育料)	①保育園の量の確保は認可保育所を中心して下さい。いつ、どんな施設を開設予定なのかなど、分かりやすく教えて下さい。 ②保育料は値上げしないで下さい。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。 ②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
83	・その他(保育料) ・幼児期の教育・保育 (20ページ) ・その他	①短時間認定者で、延長時間帯を利用する人に負担がないように料金設定をして下さい。 ②小規模保育施設を増やしていくことを主体とするのではなく、認可保育園を増やして下さい。また、公募制で業者選定を選定委員会をもって、業者を決めて下さい。 ③値上げをしないで下さい。 ④年度毎に増やす施設数を明示して下さい。	①ご意見として承ります。 ②保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、公募する施設や運営主体の範囲が分かりかねますが、認可保育所等の運営主体を選定するにあたっては、安定的で良質な保育をしていただける最良、最適な運営法人を選ぶことが必要と考えております。 ③保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ④本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。
84	・幼児期の教育・保育 (20ページ) ・その他(保育料)	①量の確保は認可保育所を中心して下さい。何もかもが計画性がなく具体的な事がわからない(施設・時間) ②保育料については値上げをしないで下さい。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。また、本計画は平成27年度～平成31年度の期間中のそれぞれの施設種別ごとの年度における提供体制の確保目標を示しておりますので、現時点において、具体的な施設整備計画を明記することは考えておりません。 ②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
85	・幼児期の教育・保育 (20ページ) ・その他(保育料) ・その他(保育利用)	①量の確保は認可保育所を中心して下さい。現存する保育所の民営化などではなく、新設の認可保育所を増設することで増やしてください。 ②小規模保育や家庭的保育では8時間しか預けられないと聞きました。標準時間認定になると、認可保育所に入れるということでしょうか？ ③保育料について、値上げはしないで下さい。 ④保育時間の認定は柔軟性をもって検討してください。	①②保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ③保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ④ご意見として承ります。
86	・その他(保育料)	①保育料については値上げをしないでください。 ②認可への移行措置として保育料の助成を実現して下さい。	①保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ②認可外保育施設保護者助成金については、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
87	・幼児期の教育・保育 (20ページ) ・その他(保育利用)	①認可保育園を増やしてほしいです。 ②保育時間の認定は柔軟性を持って検討してほしいと思います。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②ご意見として承ります。
88	・その他(保育料) ・その他(保育利用)	①保育時間の認定を一律にするのは、様々な働き方を見ると不公平感があります。柔軟性をもって欲しい。 ②保育料を値上げして財源を確保しないで下さい。	①ご意見として承ります。 ②保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
89	・幼児期の教育・保育 (20ページ) ・その他(保育料) ・その他	①認可保育所を増やして下さい。 ②延長料金に差のないように。 ③保育料の値上げしないで下さい。 ④認証保育所への助成をして下さい。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②ご意見として承ります。 ③保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ④認可外保育施設保護者助成金については、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。

東久留米市子ども・子育て支援事業計画(素案)に対するパブリックコメント(ご意見)と市の考え方

NO	項目	ご意見の概要	ご意見に対する市の考え方
90	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(保育料) ・その他(保育利用)	①短時間利用者と長時間利用者の延長保育料の差をなくして下さい。 ②認可保育園を増やしてほしい。 ③保育料値上げ反対！！ ④認可保育所に入れず、認証保育所に入っている助成して下さい。	①ご意見として承ります。 ②保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ③保育料の見直しについては、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ④認可外保育施設保護者助成金については、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。
91	・その他(学童保育所) ・その他(保育利用)	①学童に3年間通いました。4年生になる時、学童の先生に1人で留守番できるように練習しないと！と半分怒られました。何とか今年、放課後クラブを見付け、1人で通えるようにしましたが、大変でした。 今後、また学童に行けるみたいだけど・・・と子供に話したら、もう行かない、と言いましたが、障がい児でも4年生以降も通える環境作りをしっかりと欲しています。例えば、学童で3年生はいろんな役割があり、それが嫌になってやめていく子もいます。今後4年生以降の子は役割をやるのが絶対なのでしょうか。支援学級のある学校の学童には、障がい児を扱ったことのある先生を必ず配置して欲しいです。 ②保育園は親の働く時間に合わせて保育をして欲しいです。時間がずらせない仕事の人も多いため、仕事の時間や通勤時間以上に保育をして欲しいとは思わないが、最低限、仕事の間は安心して預けたい。	①食品アレルギー、緊急時対応などの衛生研修や対応の難しい児童の支援について臨床心理士の研修、東京都の主催する各種研修に参加するなどの他、高学年の対応をしていくための職員研修を計画しております。今後とも職員の資質向上を図ってまいります。 ②認可保育所等は、原則300日・11時間開所して保育を実施しており、施設によっては11時間を超える部分を延長保育で対応しているところもあります。
92	・幼児期の教育・保育(20ページ) ・その他(保育料) ・その他(保育利用) ・その他	①待機児童解消のために、認可保育所をふやして下さい。小規模保育所(施設)に頼らないようにして下さい。 ②短時間認定者が延長保育を使わなければならない時、標準時間認定者と料金に差が出ないようにして下さい。 ③短時間の枠を柔軟に設定して下さい。8:30~16:30だけでは全ての世帯をカバーできるとは考えにくいです。 ④認証保育所利用者に対して、助成を行うなどして、負担削減をするようにして下さい。 ⑤新しい保育園を設置する際、第三者による公平な選定を行うようにして下さい。	①保育需要に対する提供体制を確保する方策については、認可保育所や子ども・子育て支援新制度において創設された小規模保育施設、家庭的保育事業などの特定地域型保育事業の整備、幼稚園の認定こども園への移行の推進などが挙げられます。待機児童解消にあたっては、多様なニーズに応えられるよう認可保育所だけではなく、民間から供給される様々な保育サービスを活かしながら進めてまいります。 ②ご意見として承ります。 ③ご意見として承ります。 ④認可外保育施設保護者助成金については、今後、子ども・子育て会議にて、子ども・子育て支援新制度における適正な利用者負担のあり方の視点から検討を重ねてまいります。 ⑤認可保育所等の運営主体を選定するにあたっては、安定的で良質な保育をしていただける最良、最適な運営法人を選ぶことが必要と考えております。